

第百四十一回 参議院法務委員会會議録第六号

平成九年十一月二十七日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月二十五日

林 芳正君

補欠選任

十二月二十六日

上杉 光弘君

補欠選任

松村 龍二君

出席者は左のとおり。

委員長 風間 昶君

理事 釜本 邦茂君

委員 清水嘉与子君

大森 礼子君

橋本 敦君

遠藤 要君

岡部 三郎君

長尾 立子君

服部三男雄君

林田悠紀夫君

松浦 功君

松村 龍二君

魚住裕一郎君

田 より子君

菅野 久光君

千葉 景子君

菅野 壽君

照屋 寛徳君

國務大臣

法務大臣 下稻葉耕吉君

政府委員

法務省民事局長 森脇 勝君

法務省刑事局長 原田 明夫君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務 浦井 紀夫君

最高裁判所事務 石垣 君雄君

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 白木 勇君

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 吉岡 恒男君

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 和田 康敬君

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 宮本 和夫君

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 吉戒 修一君

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 小手川大助君

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 内藤 純一君

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大前 茂君

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 神崎 倫一君

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 宮脇 福介君

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 渡邊 顯君

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

最高裁判所事務 兼最高裁判所事務 大蔵省証券取引 長

に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(風間昶君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る二十五日、林芳正君が委員を辞任され、その補欠として上杉光弘君が選任されました。

また、昨二十六日、上杉光弘君が委員を辞任され、その補欠として松村龍二君が選任されました。

○委員長(風間昶君) 商法及び株式会社の監査等に關する商法の特例に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、お手元に配付の名簿のとおり、三名の参考人の方から御意見を伺います。

御出席をいただいております参考人は、経済評論家神崎倫一君、元内閣広報官宮脇福介君及び弁護士渡邊顯君でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

参考人の皆様から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

議事の進め方でございますが、まず、神崎参考人、次いで宮脇参考人及び渡邊参考人の順に、お一人十五分程度ずつ御意見をお述べいただきまして、その後、各委員からの質疑にお答えいただきます。

なお、念のため申し添えますが、御発言の際

は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。

また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いいたしたいと存じます。

なお、参考人の意見陳述、各委員からの質疑並びにこれに対する答弁とも、着席のまま結構でございます。

それでは、まず神崎参考人をお願いいたします。

○参考人(神崎倫一君) 御指名をいただいた神崎です。委員長のお許しを得て、着席のまま意見を述べさせていただきます。

本案はいわゆる総会屋の根絶を目的として罰則を強化するのが法律改正の目的であります。結論から申し上げますと賛成です。

ただし、私は、総会屋というのは資本主義に発生したゴキブリ、ハエのようなものだと思います。ハエをたたくのがいいか悪いか、ゴキブリを根絶するのがいいか悪いか、これはもう問題はありません。しかし、なぜハエがわくんだらうか、ゴキブリがわくんだらうか。その原因を直さなければ、これはもう百年河清といえます。いつまでたってもイタチごっこのように終わらない問題だという感じがいたします。

私は、この春以来、野村証券、第一勧銀、その他いろいろな総会屋絡みの事件が起きました。念のため、総会屋という言葉は一体英語に訳したら何になるだらうかと思つていろいろ調べてみました。私の不勉強もあるんですが、私の持つて

いる和英にもありません、総会屋というのは。ですから、恐らくこれは日本的な、ローマ字の世界共通語になりまして、恐らく経団連とか全学連とか農協とか、そういうふうな言葉そのものが通用するんじゃないかという感じがいたします。

しかし、今度の事件について欧米の雑誌、新聞

が報道していないわけがないので、ウォール・ストリート・ジャーナルあたりはギャンクという表現をしていますね。日本で一番大きな代表的な証券会社がギャンクとつき合っていた。これ大変日本のイメージは悪いですね。その次に第一勧銀もやっぱギャンクと。ギャンクじゃちょっと違うと思うので、少しほかのものも調べましたら、ラキティア、ゆすり、たかり屋という言葉があります。この方が恐らく一般的かもしれませんけれども、いわゆる株主権、株主であることを利用して会社に利益を強要した日本的な総会屋、これは恐らくどうも日本の存在ではあるまいかと思えます。

それは日本の総会のあり方、もしくは日本の資本主義の構造そのものの中に原因があるんじゃないかと私は考えるゆえんです。総会というのは、これはもう皆様方には釈迦に説法かもしれませんが、株式会社社の最高の決議機関であります。いわば、政治でいいますと国会ですね、総会というのは。

一九二〇年あたりから、アメリカで、パーリ・アンド・ミーンズという有名な、株式会社の所有と支配の分離、資本を持っている人間と実際に会社を運営する人間は別々なんだという有名な論文が出まして、これはその後聖書のように鉄則になつていますが、考えてみると、資本を持っている人間、株主ですね、株主が、自分の持っている資本がどのように使われているのか、経営の実態に触れるのは年に一回の総会しかない。ですから、これは大変重要なはずなんです。

その重要なはずの総会を簡単に乗り切ろうと思つていて経営者の方にも一半の責任はありますし、その一番重要な会議、総会のときに不規則発言とか暴言とかそういうものを求めるよと言つて会社に利益を強要する総会屋は、これはもうまさに犯罪でございまして、これはもう許せないと思います。

しかし、総会というもののあり方が、そもそも発祥のときに比べてふさわしいんだろうか。

少し昔話になりますが、株式会社の発生は、今から四、五百年前、イタリアのベネチアというところになっております。当時は、お金を金持ちが出し合ひまして、これをだれか船長に委託して、それでアジアと貿易をやる。ベネチアから恐らくトルコとかあのあたりに船を出しまして、それで恐らく当時は非常に高価であつた香料とかを積み込んで帰つてきて、何十倍の値段で売りさばく。皆様方御存じのベネチアの商人の世界でございまして、金持ちが金を出し合つて、その結論を求めるのが総会だつたんです。

だから、例えば一億円ずつ、十人の金持ちがいて十億円を出して、それを何とか船長に委託する。船長は何か月かかかってトルコに行つて帰つてきて、それで決算をして配当をやる。こういう商売をやつてこれだけもうかりました。だから株主に対しては出資金の何倍払いますとそれが総会だつたんです。

その形が現在まで続いている。つまり、出資者に対して資本がどのように使われたか、そのパフォーマンスを説明するというのが総会である。それは確かに原則的には正しいんですけども、しかし株式会社はその後まことに幾何級数的に大きくなつていまして。

だから、株主が一堂に会して会社側の発表、説明を聞いて、それに質疑応答する。確かに十人、二十人の出資者の場合、ベネチアの場合にはこれはよかつたでしょう。どうしても金が返せないならば肉ポンドよせとか言つてごたごた要求することもできたんです。

現在、日本で一番株主の多い会社はどこか。御存じだと思いますけれどもNTT、日本電信電話会社ですね。十六万三千人おります。株主総会をやる、十六万三千人の株主が全員出席を求めた場合に、収容する場所があるだろうか。

国立競技場を借りて相当無理して詰め込んで、早明ラグビー、あれが六万六千人が限界ですから、もう少し無理して詰め込んで恐らく七万人ぐらいいしか入れないに違いない。そうすると、

隣の野球場を借りて何とかかんとか。これでもつて果たして会社の社長と対面の説明が聞けるだろうか。

それから、十六万三千人の株主が一人一分ずつ発言を求めて質疑応答する。一人一分ずつで十六万三千人がやりますと、朝昼二十四時間ぶつ続けにやつて百十三日間かかります。少しは休まにやというんで、一日八時間ずつやりますと、大体一年かかります。そうすると、株主総会というのは一年かかるとかね。もう超マラソンですね。ということは、十六万三千人のスケール、さらにこれからふえるかもしれない、もっと大きな会社ができるかもしれない。そういう株主を相手にして、四百年前のベネチアの総会というスタイルが一体合うんだろうか、そういう気がいたします。

会社を揺さぶつてそれから利益を得ようとする総会屋、自分個人の、何か自分動機利益のために三十万株以上の株を持つて会社をゆする総会屋。これだけあります。

経営者は、会社は株主のものだと言いますね。必ず商法でも経営者の時間でも言うんですけれども、株主と言ふんだけれども、きのう買ったばかりの株主ともう五年も十年も前から百万株持つて居る株主と、だれのことを思つて経営すればいいんだろうか。もしくは、三十万株持つて、顔に傷がありましてどうしようとするかきをつけてきた総会屋、これも株主なんです。

ただ、株主に対してえこひいきをしちゃいけないというんで、五十六年の商法改正がありまして、今回さらにこの改正の論議が起きているんですけれども、大体株主のために経営をする、株主に報告する、そういうことの概念がきつちり固まつていないんじゃないだろうか。それはひいては私は総会のあり方、それから総会における運営の方法、これは後に渡邊先生が細かく述べられると思ひますけれども、それに絡んでくるんじゃないかという気がいたします。

一つは、ほとんどもうその会社の経営に対して興味を持つていない、投機株主といいますが、株が上がつてくれれば構わない、きのう買ってきょう上がつたらきょう売っちゃうと。たまたま三月三十一日の株主名簿に名前が載つたから株主ということになつて居るけれども、実は会社とはほとんど、経営に対して関心がないんですね。これが一種類。

それからもう一つは、多少は投資の目的でもつて二年、三年株を持つて居る個人株主。これが恐らく一番多いと思ひます。千株、二千株、株を持つて居る投資株主。

それから三番目に、これは取引動機でもつてお互い、例えば銀行が取引会社の株を持つ、かわりに取引会社が銀行の株を持つ、いわゆる持ち合いですね。これが非常に比率からいうと大きいんです。今の日本の株式の過半数はこの取引動機の株主で持たれて居ます。

それから四番目に、これは残念なことですが、

それはやや余談になりますが、私は、株

主総会が本場にクリーンに運営されるためには、今の会社側の方の対応にも問題がある。

例えば、これはだれも触れておりませんけれども、社員株主というのは果たして株主総会の円滑な運営にプラスなんでしょうかマイナスのんでしょうか。確かに総会屋に対抗するためには、社員の株主にバッジを外させて、個人的に休暇をとらせて、それでこの総会の会場の前の方に陣取らせて、予行演習と併せて異議なしとか議長一任とかくだらぬ質問は却下しろとか、そういうような発言をさせておきます。

しかし、もちろん総会屋に対してはこういう与党的な発言をする株主も必要なんです。もしも客観的な中立の第三者の株主が真剣に会社に何か物を聞きたい、何か会社に対して発言したい、そういうものに対して、社員株主の存在というのは、もちろん法律では禁止はしていませんけれども、これは実質的には障害になっている。それはもう総会屋がなくなれば会社だって好きこのんで社員株主を動員しないとおっしゃるかもしれないけれども、まずやっぱり会社側としては本場に公平にフェアに透明に総会を運営する、そういう気持ちを経営者が持つことが大事ではないかと思えます。

やや脱線いたしました。私の意見は終わらせていただきます。

○委員長(風間知君) ありがとうございます。続きまして、宮脇参考人をお願いいたします。

宮脇参考人。

○参考人(宮脇勲介君) 宮脇でございます。きょうは御指名にあずかりまして商法等の改正に関する見解を申し上げる機会をいただき光栄に存じます。

ただいま神崎先生の方からラキティアという言葉が出ましたけれども、私にとりましては非常に懐かしい言葉でございます。

昭和五十三年、一九七八年でございますが、私が警察庁の刑事局捜査第二課長、当時暴力団、総会屋も所掌する課長でございましたが、それにな

りましたときに、バリの郊外にあるサンクルーというところにICPO、国際刑事警察機構の本部がございまして、そこで「日本の暴力団とそれに対する対策」というタイトルで英語でスピーチをすることになりました。そのときに暴力団だとか総会屋、こういったものをどういうふうの説明したらいいかということをお私にスピーチする内容ともしも当時アメリカの情報機関の人ですとかあるいはイギリス大使館の広報部長さんとか連日のようにデイスカッションいたしまして、そして内容からその言葉を選んでいくという過程をたどったのでございますが、結局ラキティア、ギャングスターと言うよりもラキティア、日本語で言うところの、たかりの徒というふうに辞書には書いてございまして、そのように落ちつきまして、そのことを懐かしう思い出します。このことはこれから申し上げることに関連いたしますので、一言あえてつけ加えておきたいと思つた。

ちようだいしました改正案関係資料はあらかじめ読ませていただきました。私の立場は改正案につきまして基本的な賛成でございます。本年、捜査に着手しました事件を契機といたしまして立法院として素早く機動的に対応しておられますことに心から敬意を表するものでございます。お手元に差し上げてありますレジメに沿って御報告申し上げます。

なお、以下申し上げますことは、あくまでも個人のオリジナルな主張でございます。さよう御了承いただきたいと思います。

まず第一は、総会屋問題に的確に対応するためには、総会屋と企業とのかわりだけを見て判断してはならないということでございます。企業を標的にするラキティア、すなわち総会屋、暴力団、かぎ括弧つきの右翼など、企業と組織犯罪全体、平たく言えば企業とやみ社会全体とのかわりを見なければなりません。さらに企業だけではなく、日本の社会とやみ社会とのかわりがあるいはまた政治とやみ社会とのかわりなど、広く日本のやみ社会の人間が日本の社会、経済、政

治、行政のどこにどういう形でかわりを持っていないかという全体像を把握することが前提でなければならぬということでございます。あえてこう申し上げるのは、必ずしも現在これらの全体像が把握されていないということをお願いいたします。

東京の都心の幾つかの高級ホテルのロビーには昼過ぎになりますとうきうきう感じの人々がばらばらと集まっております。あちらに三人こちらに二人といったぐあいにひそひそ話を始めます。暴力団、総会屋、右翼等の情報交換の場でございます。そこでは、西の暴力団も東の暴力団も右翼も総会屋も分け隔てなく、どこの企業が傷んでいるかですとか、あるいはどこのだれがどう動いているかといったことについての情報交換をしたり、あるいはいろいろな相談、打ち合わせをしたりいたしております。彼らはそれを自称してロビー外交というふうに言っているところでございます。

暴力団、総会屋、右翼等、かぎ括弧つきの右翼でございますが、日本の組織犯罪、それらはこのようにフレキシブルな形をとりながら、それぞれ活動形態に違いこそありましても、いずれも企業を標的にして企業を脅かし、あるいは企業と持ちつ持たれつの関係で企業から利益を得ているのであります。暴力団の組長が窓口となりまして総会屋にその組長から金をばらまいたという高島屋の例を見ても御理解できますように、株主総会対策だけではなくて、日常のトラバール処理など、企業とやみ社会との間にある利害関係は多岐にわたっております。

したがって、特殊株主であるという、いわゆる総会屋との接点だけに視点を限定して矮小化してしまつては、マスメディアなどはえてして矮小化しがちでございますが、そうなりますと問題の解決につながりかねないか、かえって問題をこじらせて潜在化させかねないと思つた。総会屋に限定しないで、企業とやみ社会全体とのかわりを見ること、さらに企業とやみ社会とのかわり

わりだけではなくて、広く日本の社会、経済、政治のどこにどういう形でやみ社会の触手が伸びてつながっているかという全体像の把握がこの問題への対応に携わる方々にとって必須の前提としておとりいただくべき態度だと存するのでございます。

第二には、日本の人々は世界の各国々の中で一番組織犯罪の力を甘く見ているということであり。甘く見過ぎていると申し上げたいと思つた。

外国の人が日本に来てびっくりしますことは、御案内のようにマフィアが堂々と町中に事務所を設けている、組織犯罪が堂々と町中に事務所を設けているということであり。そして、日本社会は組織犯罪を容認している、アクセプトしているでありますとか、あるいは日本という国は社会も企業も政治も組織犯罪とのかかわりなしにはやっていけない特殊な国なのだとお聞きなするリビジョニスト、日本特殊論者に根拠を与えております。

日本だけに組織犯罪が目に見える形で存在しますのは、総会屋や暴力団や右翼を警察官の増員や捜査権限の付与などによりまして警察力でコントロールできる、警察がもう少ししっかりやったら何とかなるといふふうに日本社会がリーダ層を含めまして安易に考えていることによるものと考えざるはか明確な答えは出てこないののでございます。

どこの国の組織犯罪にも共通して言えますことは、組織犯罪は活力と創造性に富んだ存在である、バイタリティーとクリエイティビティーに富んだ存在であるということでございます。総会屋や暴力団は社会病理現象であつて、隠花植物のようにはじめじめしたところに咲く花のようなものだという説をなす方々もかつては多かったのでございますが、それは誤りでございまして。社会病理という言葉をを使うのであれば、むしろ体制側の社会病理が組織犯罪の跳梁はつこをもたらしうということでございます。

すなわち、秩序を構築し維持する責任を負う体制の側、政治でございまして行政でございましてとか企業あるいはジャーナリズムなど、そういう体制の側が責任をおろそかにいたしましたりモラルを欠いたりいたしますと組織犯罪が栄える、全世界どこでもそういう構造がある、そのように私は思うのでございます。冷戦終結後のロシアあるいは中国、それからまたバブルの時期からの日本はそのよい例でございましょう。

総会屋の問題を考えますときに次に大事なことは、企業と総会屋というふうに企業を一くりにすることは問題であるということでございます。すなわち、銀行、証券と、それ以外の一般企業とを区別して考えることが大事だと思います。

すなわち、銀行、証券は金や株を扱うために元来自分でも悪いことがございし、また悪人が寄つてたかつてくるのでございします。したがって、各国とも厳格に規制をかけているのであります。ところが日本では、大蔵省の保護行政で厚い掩盖、覆いができまして、外からはのぞけないようになる、その中で悪人が利益をはかってまいりました。大蔵省のチェック機能が働かなかつたのであります。

それからまた銀行、証券は一般企業に対して強い支配力を持つております。特に日本の場合にはそうでございます。メーバンクでございしますとか主幹事でございしますとか、人事にも介入いたします。そういうことから、一般企業が総会屋排除に一生懸命努力をいたしても、汚染をされていく銀行、証券から一般企業が汚染をされることになる、そういう構図になっておるのでございます。昭和五十六年の商法改正まで総会屋はうそぶいておりました。自分たちは銀行から月給を、証券からボーナスを、そして一般企業から小遣いをもらっている。この言葉がその間の事情を如実に示しております。

もう一つ大事なことがございします。総会屋問題など組織犯罪の主要な根源は行政の不正を放置していることにあるということでございます。

なわち、一般国民の犠牲の上に一部の者が利益を得るといふ構造が主幹行政官庁の怠慢によつてでき上がっているということにあるということであります。

総会屋問題につきましては、大蔵省が銀行行政や証券行政におきまして善良な一般預金者や一般投資家を犠牲にして一部の者が利益を得ることを絶対に許さないという断固たる態度をとつておりますれば、悪人がはびこるようなことはなかったと言えるでしょう。企業から利をはかる総会屋の存在は、彼らが存在し活動するのに快適な場が彼らに対して提供されてきているからこそのあり得るのであります。警察の立場は違法行為が起る場面であつて登場する立場なのであります。大蔵省の行政が企業自身のあり方とあわせて総会屋問題の根源であることがおわかりいただけるかと存じます。

このような構造は、建設行政における公共事業と暴力団とかかわり、運輸行政における港湾と暴力団とかかわり、あるいは農水行政における漁業と暴力団とかかわりまで、至るところに存在いたしております。組織犯罪に快適な収奪の場を提供しているものでございます。

最後に、総会屋問題に対する対策についてであります。現在、当委員会で御審議中の法案は、総会屋対策としてまことに時宜を得た効果あるものと確信いたします。

レジメにも私の考えの幾つかを掲げておりますが、要は、総会屋対策は広い視点と、社会、経済、政治などあらゆる分野にわたる綿密な実態把握に基づく総合的な組織犯罪対策の一環として位置づけることが対策を有効に働かせることにつながるということかと存じます。そのためには、国会にも組織犯罪対策特別委員会を設けることが検討されてもよい時期ではないでしょうか。

財界団体に対しては、財界団体がよく言う、政治に対する提言集団などとみずから言う前に、特に銀行、証券に対するチェックシステム

に重点を置いた企業活動正常化本部とでも言うべきものを編成して、まず随より始めていただきたいと願うものでございます。

以上でございます。失礼いたしました。
○委員長(風間和郎) ありがとうございます。
続きまして、渡邊参考人にお願いたします。

渡邊参考人。

○参考人(渡邊和郎) 渡邊でございます。
私のごとき一介の弁護士が参議院の議員の先生方にどれほどお役に立てるか、いささか自信がございませんが、ずっとこの種の業務に携わつてきた者として、実務家の目で見えを申し上げたく存じます。

お手元に意見陳述の要旨をお配りしてございします。まず結論から申し上げますと、今回の法律案については全面的に賛成でございます。

ただ、総会屋の根絶のためには、単に法定刑を引き上げることにとどまらず、企業の意識改革あるいは警察の警備力の増強など、関係当事者の取り組みべき課題が多いと考えております。特に、企業の意識改革のためには、取締役あるいは監査役を有効に機能させるということが必須でございます。この意味で、最近コーポレートガバナンスということで株主代表訴訟制度の改正論議が起つておりますが、この改正については慎重にお進め願いたい、このように考えております。

今回の法律案の主な点は、法定刑の引き上げと新たな犯罪の新設でございますが、まずこの法定刑の引き上げでございます。

昭和五十六年改正当時、法定刑が低過ぎないかという議論は当然ございました。ございましたが、片や商法の四百九十四条というのがございますが、これは従前からあった条文でございまして、会社法に等しい贈賄罪というのがございます。これが一年以下の懲役、五十万円以下の罰金となつておりましたので、この法定刑と下の罰金から、利益供与罪については六月以下、三十万円以下、このようになつたという経緯がございました。

ところが、五十六年改正後間もなく利益供与事件が摘発されましたけれども、いわゆる総会屋が執行猶予判決を受けるというようなことになりました。案の定、法定刑が低過ぎたものではなかったかということが実務界では専ら言われておりました。

ただ、ここで法定刑の問題でございしますが、ある意味で総会屋は懲役三年でも一向に構わないという部分があるんですね。つまり、彼らにとつてみますと、前科前歴というのが実は勲章なんです。それだけ恐れられるということになるので、ある意味で経済効果として、費用対効果、バランスみたいなところがございします。片や企業の担当者はサラリーマンでございしますので、仮に一月の懲役、執行猶予でも、彼らにとつては大変な痛手でございます。

その意味で、単に法定刑を引き上げるといふことがいいのか悪いのか、ましてや重罰主義で国家というものを運営していくこともいかにかなものかといった議論も当然ありましよう。しかしながら、今回の一連の事件を見ますと、やはりある程度の引き上げはやむを得なかつたというのが私の意見でございます。

それから、新たな利益供与要求罪などの新設が今回でございます。これは大賛成でございます。と申しますのは、決して会社が好んで利益供与をしているわけではないのであります。この意味で、要求する行為があれば直ちに警察に通報するなどして未然に防止できるといふ意味では大変抑止力になるのかな、このように考えております。その他、所要の改正が盛り込まれておりますが、これも相当のものと考えております。

さて、法定刑を引き上げれば済むというものではないというふうに私は申し上げましたが、そもそも総会屋というのはいつ発生したのかというのが実はどなたも正確にはわかつておられないのではないかと思います。かく申しますと私もいつごろから発生したものかというのはいくつかありません。ただ、この種の事案に、株式会社株主総

会指導という実務に携わってまいりました十五年間の経験から思いますが、どうやら日本の株式会社の上場制度というものができて恐らく間もないころからいわゆる総会屋らしき特殊な株主とのつき合いが始まっているのではないかと、このように思っています。

よく言われますような、銀行、証券の裏口通門に参りますと実体的な領収書を持ってくる総会屋に協賛金と称して利益供与されておったというの五十六年までの現象です。極めて異様な現象があったわけですが、このような異様な事態が短時間の間にできたとは思えません。恐らく相当長い年月を経てきている。そうしますと、企業と総会屋の癒着というのは、つき合いというのとは、恐らく世代を超えたおつき合いだったのだらうと思えます。したがって、五十六年当時の利益供与罪の制定で、一遍の法律でなかなか単純には切れなかったのかというふうに思っております。

とはいっても、五十六年当時、絶縁に各企業は動いたと思われま。思われまが、これが間もなく復活してしまつた。御承知のとおり超マラソン総会、マラソンの世界記録というのは今のところ私も正確には存じませんが、二時間そこらです。ところが四時間、五時間というふうにかかる総会が毎月のようにあつた。御高承のとおり、ソニーでは十三時間半という長時間総会があつた。このようなことから腰砕けになつてしまつた。このように復活してしまつたんです。

これは総会運営のふなれも原因だと思ひます。それで、責任の一端は私も弁護士にあるといふふうには実は反省をしております。つまり、五十六年まではしゃんしゃん総会で終わりますから、弁護士も会社法をしつかり勉強しておらぬのです。したがって、弁護士にとつても初めての経験でございました。そんなことで、大変に我々も反省しなきゃならぬのでありますが、そういったことも背景にございましてつき合いが復活してしまひました。摘発されている会社にはいわゆる名門企業が多いというのは、長い歴史が背景にあつた

ということを推定できる一つの事情だらうと思ひます。

しかし、片や一生懸命取り組みまして、現在では総会運営のノウハウというものが確立していると思ひます。当時、議事整理規則、つまり総会を荒らす者を退場させるというふうなことを、議事整理規則といつたものを法務省令でできないかという議論もございまして、それから、説明義務といふものの範囲が大変広がりました。株主総会でございまして当然一年間の営業報告をいたします。これについても説明義務がある。貸借対照表についても説明義務がある。損益計算書についても説明義務がある。そういったものと、一年間の会社のいろいろな森羅万象の現象について説明義務があるのかといつた誤解にいつとき陥りました。そのために十三時間半もかかつてしまつた。

現在、は、議事整理規則につきましては一括上程審議方式、議長権限を最大に行使する、あるいは説明義務の範囲の問題につきましては決議事項に集中すればいいんだといつたような議論がなされておりました。これは既に判例の支持、追認などがございまして確立しておるわけでございます。したがって、五十六年直後に大変苦労してノウハウを確立したところが片やございまして、片やイーजीについて従来のつき合いを復活させてしまつた。こういうことだらうと思ひます。

さて、ではこれを根絶できるかといふことでございまして、私はなかなか難しいと思ひます。正直言ひまして、日本の会社の構造というのが、違反とわかつていても繰り返してしまふ構造があるんです。これはなかなか言へません。つまり既につき合いが始まつてしまつた場合に切るべきだと。当然正論であります。切るのはいいけれども、今度の総会が荒れたらおまえが責任とのかと、こう言われま。自信がない。つまり責任回避ですね。といふことで、先例に従つておれば無難、保身につながる、こういったサラリーマンの考え方というのは根深くあるかと思ひます。しかし、この保身の気持ちで情弱だといつてな

かなか責められないなという気がいたします。それは、終身雇用制のもとで、一遍退職してまた中途採用といふことをいたしますと生涯の獲得資金からいって明らかに不利だとされるということであつたのかなか難しいですね。そうすると、やはり上司に逆らうこともしたくないといふことになつてきます。このようなかばいい合い構造が違反を繰り返させていると思ひます。

それと、あとは経営トップですね。この方がうまく対処しろといふような指示をするんです。うまくやれ、こう言ふんです。うまくやれといふのはどういふふうなうまくやれといふのかはつきりしないんです。何時間かかってもいい、法律違反は絶対してはならぬと、こゝういふふうな明確な指示を出されればいいんですが、うまく対処しろと。そうすると、サラリーマンのさがございまして、社長は何とかしろと言つておるんだらう、すれすれのことをやつて何としてでもやればいんだらうと、こゝういふふうな思つてしまふんです。ですから、今回の一連の事件の中でも、経営トップが知らなかつたとおしやつています。確かに私は知らなかつたんだらうと思ひます。しかし、それはある意味では不作為犯なのかといふふうにも思ひます。

それともう一つ、店頭公開会社それから上場会社、これ三千社あるんです。そうしますと、総会担当者といふのは各社平均十人やそこらおりますので、実は三万人もいるんです。この〇・一%ですと三十人なんです。そうすると、経営トップからうまくやれと言われるといついイーजीにつく人が出てきてもおかしきはない、三万人もあれば、と思ひます。

といふことになりましたと、大変嫌な言葉であります。これは企業性悪説に立たざるを得ないのかな、少なくともそう思つて対処せにやいかぬのかな、このように思ひます。そうしますと、今の日本の法制度の中では、この株主代表訴訟というのが実は最大にして唯一と言つてもいいぐらゐのコーポレートガバナンスの方法だらうと思ひま

す。

取締役会といふのがございまして。この取締役会といふのは本来代表取締役を監視するんです。重要な会社の業務を決定して業務執行する役員を監視するといふのが法の建前でございます。しかし、実際に日本の取締役会は社長が取締役のけつをたたく、こゝういふふうになつております。その意味で今は機能しておらぬのです。代表訴訟が乱訴の傾向があり、そして企業経営者のマインドが萎縮して、このように申しますが、現実には役員が敗訴したケース、これは汚職とかあるいは利益供与罪、明確な違法行為で、経営判断そのものが問われて会社役員が敗訴して多額の賠償金を払わなければいけなくなつたといふケースは今のところございせん。つまり、経営判断の原則といふのがほぼ判例上確立したように考へております。

時間もありませんので多少はしりますが、次に監査役会のインフラ整備といふふうなレジメに書いてございまして。この監査役会が全然機能していないんです。希有の例外を除いて機能していないと申し上げていと思ひます。これは、監査役が子会社の社長のポストがあくまでの待合の席になつておるといふ現象がございまして。こんなことでは監査役が監査できるわけがないのでございまして。

今度、コーポレートガバナンス法といふことで監査役体制の強化といふことを言つておりますけれども、実は現行商法におきましても監査役権限は十二分にございまして。十二分にあるのかかわらずこれが機能しない。なぜか。これはインフラであります。予算であります。あるいは報酬であります。つまり、会社に対してこれだけの監査のための費用が必要だから出してくれと言へば、会社側は不必要といふことを証明しなければ拒否できないといふふうになつておるんです。商法上。しかし、現実にはスタッフがいない、あるいは監査役室すらない、あるいは東証一部の監査役は不良債権の回収をやつておる、こゝういふ例もあ

るわけです。これではもうとてもともともと思いません。

そこで、私が申し上げておりますのは、現執行部、経営トップに物が言えるのは前社長、会長だ、したがって会長が常勤監査役をやるべしと。会長という肩書がなくて寂しいのであれば常勤監査役会長と言ってもいいのではないかと。

それから、〇・一％ルールということを上げております。つまり、その企業の年間売上高の〇・一％を監査役室に予算として振り向ける。例えば一千億売っている会社、これは結構ございいます、かなりの規模でございます。その〇・一％であれば一億円なんです。一億円の監査室の予算があれば独自に弁護士も雇えます、会計士も雇えます、複数名の専属のスタッフも雇えます、こういったことをまずやらなければいけない。これを経団連あたりが自主的なルールで結構でございますから目標として掲げる。抽象的なあいまいな企業行動憲章では役に立ちません。そのように思います。

同じように、チェックシステム、これもつくればいいというわけではありません。大体、監査役室なり監査役というのは、言ってみればほりをかぶった消火器みたいなものでありますから、やはり時々チェックをする。これはやっぱり外部でチェックする、こういったふうに取り組んでいかざるを得ません。意識にゆだねるということではだめだろうと思います。

それから、外部監査人制度というのがございいます。これは御存じのとおり、この春に地方自治法の改正がございまして、公共団体が外部監査人の監査を受けるということになりました。そして、この外部監査人は四年未満ですが、継続してやっているとはいけません、かえなさいかぬということになっております。こういった制度を地方自治体でも取り入れている。企業でもそういったものを意識して取り入れる。しっかりとやらねば大丈夫だよ、やらないようにしようねと、こういう抽象的な懸念合いではだめだと思ふんです。その意味では企

業性悪説に立って物を見るというの必要だろうと。

それから、警察との連携と自衛措置というふうな申し上げました。官協参考人のお話のとおり警察だけに頼っているという問題ではないと思ひます。日本の社会というのは暴力に対して大変甘い構造になっていると思ひます。その意味では、国民各層それぞれがやはり今回の一連の事件については責任を負わなさいかぬと思ひております。担当者の恐怖心というのは実はやっぱりあるんです、非常に。おたくのお子さんかわいいねと言われるとぞっとするという話がございます。果たしてそういったおどしの方法があったのかどうかわかりませんが、しかしその気持ちはよくわかります。現実には弁護士夫人殺人事件といったものも起こっておりますので、人ごとではないなと思ひます。可能な限りの警備を考えていたいただきたいなと思ひます。

しかし、企業あるいは我々自身、弁護士自身もそれなりの自衛措置を講ずる社会、時代になったんだな。今まではそういったことが必要じゃなかったんでしょ、ね、恐らく。高度成長その他で、追いつけ追いつけというところで日本の株価もどんと右肩上がりです。それで、そういう意味で営業を上げていく、もうけていく、それでよかったのかもしれません。しかし、今はやっぱり時代が変わったんでしょ。ですから経営トップも、ただ単に効率的な経営ができるというだけでは経営トップの資格がないんだと。株主に向かって、国民に向かって、自分の会社はこうですというふうな説明できるような資質、こんなものが経営トップに必要なようになってきた時代になったのかな、このように思ひます。

いすれにいたしましても、法の支配なくして国家は成り立たないだろう、このように思ひます。○委員長(風間和彦) ありがとうございます。以上で参考人の方々からの御意見の陳述は終わ

りました。

これより参考人に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○釜本邦茂君 自民党の釜本でございます。本日は、神崎参考人、官協参考人、渡邊参考人におかれましては、専門的な視野から、しかもわかりやすく御意見を伺ひできましたこと、心から感謝申し上げます。

まず、官協参考人にお聞きいたしますが、警察庁の幹部としての御経験から、昭和五十六年の商法改正において総会屋を根絶するための利益供与罪、受供与罪が新設されたにもかかわらず総会屋を根絶できなかった原因はどこにあるとお考えでしょうか。また、今回の法案は総会屋対策として効果があると思ひますが、官協参考人の御所見を伺ひたい、かように思ひます。

○参考人(官協森介君) ちょうど私が警察庁の捜査二課長をしておりまして、この商法改正の動きが法務省の方であったときに、この商法改正をして、警察庁の方からも警察庁意見というものを提出しましてその推進を図った者の一人でございますが、私はこの五十六年の商法改正は一つの大きな意味があったというふうに思ひます。それは、それまで急速に暴力団が総会屋に入ってきた動きがございました。それに実は私も大きな危機感を抱いたのでございすが、それには一応の歯止めをかけたというふうに考えられようかと思ひます。

つまり、日本の経済がどんどん伸びてまいりまして、それによって総会屋の仕事がうまみが出てきた、非常においしい仕事になってきました。日本の場合には企業にお金がたまる構造の経済成長でございまして、そこに寄生していた総会屋がとてもおいしい仕事になった。そこで、コンペティティブになってまいりまして、非常に競争が激烈になって腕力が必要になってきました。与党総会屋も野党総会屋も腕力が必要になってきました。そして、総会屋の方が暴力団を雇うようになりまして入れた。それで、暴力団の方も、総会屋になりますと

企業の方から先生、先生なんて言われたりして、ちよつと親指出せば茶封筒が入る、小指出せばもつと入るというようなことになりまして、どんどんふえてきた。

そうしますと、今まで企業の恥部を握っていた総会屋にかわつて暴力団が日本の資本主義社会の恥部を握っていくことになる、暴力団支配に至るんではないかという危惧から、この危機感から改正を推進しまして、それによりまして総会屋、それには雑誌ゴロ、会社ゴロいろいろ含まれておりましたけれども、随分淘汰をされました。暴力団もかなり淘汰をされました。

しかしながら、今、釜本委員御指摘のとおり減つて、実際にはむしろ汚染が深まっているという事実でございますが、これは手口が巧妙化をしたということが一つ大きく言えるのではないかと。いふうに思ひます。すなわち、皆様方も既に御存じだと思いますけれども、この間の海の家の事件がございました。

当初のうちは、やれゴルフコンペに名をかりた資金集めですとか、そういうふうなところから商法改正後は始まりましたけれども、だんだんその手口が、海の家の親族の経営する店、料理屋に会社の総務の者が行つて大きな領収書をもらつてくるというふうなことでございまして、親族の者がやっているとあるいは総会屋本人がやっていると、さういふものに会社の封筒をつくらせるとか、さういふ一見正当な商行為を通じて、実は普通よりもうんと高い法外な金であるわけでございまして、そういうふうな形に潜行をしていったということが言えようかと思ひます。

その背景には、基本的に企業の体質が変わつていかなかった。先ほど来のラキディア、企業を目的とするゆすり、たかりに対して、理不尽な要求に屈して、あるいは企業の信用にかかわるとして警察などは最後の最後という体質がずっと残つて、先ほど御指摘がございましたけれども、企業トップの責任逃れ、雇われ経営者が多いわけでございまして、自分の任期のときには少な

くとも波風立てないで先輩の社長から譲られた仕事を先送りしていいこと。グーティーな仕事を先送りしていいこと。波風立たないようにしていいこと。という基本的な体質があったからというふうに存ずるのでございます。

背景につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

○釜本邦茂君 ありがとうございます。

それでは、渡邊参考人にお聞きいたしますが、参考人は企業から総会屋対策について御相談を受けられたことも多々あるというぐあいに思いますが、企業側というのはどのような点で困っているのか、また政府に対してどのようなバックアップを求めているのでしょうか。

今般、政府はことしの七月にいわゆる総会屋対策のための関係会議を設置され、政府を挙げてこの対策に取り組んでおられるということ、ことしの九月八日に、日弁連会長あての文書をもって、業界団体や企業からの相談に対する各弁護士会や弁護士の一層の積極的な対応を要請されたというように聞いております。そしてこの問題に対して、九月二十五日に、この要請に応じて日弁連から全国の各弁護士会に、いわゆる総会屋対策に一層積極的に対応するよう要請文を発送したというようなことではございますが、このような動きに対して参考人はどのような考えをお持ちでしょうか。

○参考人(渡邊順君) まず、会社の担当者が総会対策として困っておりますのは、いわゆる総会屋と称する者が連日のごとく、例えば総会屋が株をつけていると、要するに会社の株を買っているというところを、株主であることを株をつけるというふうに言っておりますが、この株づけを受けているのが七十人、八十人もあるといった会社の場合には、総務部の担当者は連日のごとく総会屋の訪問を受けます。そのために専門の総務部長、それだけやる専任部長といった者もおるぐらいでございます。大変な負担になっております。

アポイントがないから会えない、今忙しいから

と言つて断つたらえらいことになる。つまり、怒らせると翌年の総会をいろいろと質問をしたり発言をして総会の長時間化を図るのではないかと、これがまず困っております。面談をすれば暗に金品の要求をするわけですね。そろそろ昼飯ときだなと言つて昼飯をねだる、最近ゴルフをやっているかね、ゴルフ接待を要求する、友人がこんな写真集を出したんだ、なかなか立派なものだ、応接に置いてくれないか、こういったような形の要求がございまして。

これに対してどうするかということですが、対価性があれば面倒くさいから買っちゃおうか、しかし、その後五万円の写真集が二冊、十冊、こうなつたらどうしよう、こういうことで大変に悩んでおります。これがなかなかトップの方に持つていけない。そんなことお前何とかしろ、こういうことになつてしまふ。この辺が一番困つているところだろうと思ひます。

それから、どのようなバックアップを期待するかという御質問でございましたが、これについては残念ながら、特段こういつたことをしてほしいというふうな意見は余り積極的には見受けられませんが、今回の一連の行動、事件などがございましたので、みんな深刻に悩んでいると思ひます。深刻に悩んでいるのはどういふ人たちかというところ、海の家に類するようないふことで自分のところに累が及ぶかどうかというふうなことで非常に悩んでおるといふ雰囲気がございます。

きつぱりと手を切つてやつているところは、これだけの事件になつたので来年からは総会屋の活動もかなり抑え込まれるな、やれやれと、こういうふうに思っている方もいらつしやいます。逆に、これだけ締めつけられると生き残りをかけて大変に荒れるのではないかとということ心配をしておる方、さまざまでございます。

つまり、その企業の担当者の方たちの発想は、残念ながら、自分の仕事を来年どううまくこなすかというところに終始してございまして、かくあるべしといったような意見に実はなつてきておらな

い、こんな感じでございます。

○釜本邦茂君 ありがとうございます。

それじゃ、最後に神崎参考人にお聞きいたします。

総会屋をめぐる企業不祥事が後を絶たない、連日のように新聞ざたになつておるわけでございます。すけれども、経営トップの意識の問題があるというように指摘されております。何かあると責任逃れのように首脳陣の交代だけで済ませようとするような風潮がある。実は私、このようなことを申し上げていいのかわかりませんが、先般の三菱重工の総会屋の問題に対しては、浦和レッズ、その社長は私の大変昔からの友人でございまして、そういう担当をされていたというふうなことであつたわけですが、決して正しいこととは思えないわけですが、企業の役員として御経験のある神崎参考人の御意見を伺わしていただきたい、かように思ひます。

○参考人(神崎倫一君) 非常に大きい問題ですが、社長は自分の気に食わない者、自分のやることの邪魔になる者、それを嫌がっちゃいけないと思ひます。言つてみるならば、日本の戦後の企業経営というのはブレーキのない自動車を運転するようなもので、アクセルを踏むと物すごいスピードが出るんだけれども、歯どめがきかないんですね。

一例として、先ほど渡邊さんが監査役会の非機能化、全然動いていないじゃないか、それにはやつぱり金の裏づけがないからだということもおっしゃいましたけれども、私は、監査役の選任方法そのものに問題がある。監査役というのは、本来の意味からいって株主が選ばなければいけないんですね。株主のためにいろいろ会社の現況をチェックしなければいけない。社長といえどもこれはおやめなさいと言わなければいけない。

それがなぜできないか。今、監査役の選任は、監査役候補については会社側が選任してそれを株主にどうですかということ聞くというふうになつていふんですね。つまり、社長が任命するん

です。社長が任命するときに自分の耳に痛いことを言う人間を任命するだろうか。

いつでもベネチアの話が出てくるんですが、ちよつと堪忍してくださいます。そもそものは、十人ぐらゐの金持ちが船を出します。ただ、金持ちが船に乗つてトルコまで行くわけにいきませんから、自分の代理人をお目付けとして船に一人乗つて、これがそれ。そもそ監査役の発祥なんです。それで、監査役が帰つてきて船長も乗組員も非常に忠実にやつたということを報告して、それで総会が終わるというこんなことです。

しかし、実際はしよつちゅう自分のそばにいて自分を見張っている人間、これは船長にとつて嫌です。釜本理事の御関係ですと、恐らくサッカーの現場の人間にとりまして強化委員会ぐらゐ嫌な存在はないと思ひます。しよつちゅう問題を言つて勝手に監督をすりかえてみたり、ああでもないこうでもない、何ならお前やつてみるかと言ひたくなるのが現場の意見だと思ひます。

それは昔から、日本の場合は軍監というのがあります。まさか源頼朝が平家征伐に行けないから自分の弟の義経、範頼をやるんだけれども、それのお目付けとして梶原景時という悪名高き告げ口役をつけるわけですね。これはもう芝居でも一番悪役なんですけれども、これは本当にもう嫌らしいんです。実際に戦争する人間にとりましては、それは、それが実は監査役でなきゃいけないんですね。監査役はもう社長にとつて嫌で嫌でしようがない、嫌われ者だ。だけれども、株主から任命されているから監査役の言うことは自分も耳を傾けなければいけない。

本当を言うならば、私は、監査役がしつかりしていてチェックの機能がきいておれば会社の方もそんなに外部の総会屋につけ込まれるようなことはなかった。だから、少し誇張して言ひますと、総会屋というのは監査役のかわりにいる会社で嫌味を言つて、もしもこれで、さっきのゴキブリ、ハエではないんですが、ハエもゴキブリも総会屋もいなくなる、それから恐らく経団連あたり

の運動が功を奏して株主代表訴訟がやりにくくなるということになりますと、恐らく社長さんはしたい放題。日本の資本主義というのとはとてもなぐ墮落するんじゃないか。

ですから私は、本場に陳腐な言葉になります。が、やっぱり上に立つ者は恐れを知らなければいけない。自分に一番嫌なことを言ってくれる、国に諫言しなければ滅ぶ、いさめる人間がいなければ滅ぶと言いますけれども、企業も同様と考ええます。

以上です。

○釜本邦茂君 ありがとうございます。

○円より子君 平成会の円より子です。

本日は、お三方の参考人からいろいろいい御意見を伺いまして本当にありがとうございます。二十分間の時間ですので三人の方に御質問できるかどうか分かりませんが、一つは今、神崎さんもおっしゃいましたけれども、日本の取締役制度の問題点というのは、社長など代表取締役の指揮命令に従うべき使用人の立場の方が、社長を監督する取締役会の構成員という矛盾を抱えていると思いませんか。

それで、ドイツやアメリカなどではいずれも経営監督と業務執行とは明確に線が引かれていると思ふんです。先ほど渡邊さんが監査役に前任の社長が入ったかどうかとおっしゃったんですけれども、例えばおとといの東京地裁で四大証券と第一勧銀の今回の不祥事のトップを切つて公判が開かれました。この中で、冒頭陳述の中に、酒巻被告が前任の岡田淵氏から社長に引き上げられたことを恩義に感じて二人が叙勲を受けられるような環境を整えることを画策した。こんなことはもう当然前のことだと私たちの感覚からは思ふんですが、不祥事を起こした人がもう一度トップに返り咲くなどということは信じられないことですが、今回、山一の場合も顧問になったりといろいろあったわけですね。そういうことが許されたいいのかわかりませんが、それがまた総会屋につけ込まれた一つの要因なんです。

前任者が監査役になるのは何かとんでもないことのような気がするんですが、いかがですか。

○参考人(渡邊顯君) あのケースは除くと。ああいう例は非常に困りますね。

それで使用人兼務役員、これはやはり危険ですね。取締役会制度を機能させないことにつながっていると思ひます。ただ、この使用人兼務役員という制度も日本の経済の成長の過程においては非常に有効な機能をした時期もあるだろうと思ひますが、こういうことになってくると、やはり見直しをするべきだろうと思ひます。

○円より子君 それで、株主総会というのが大変重要だと思ふんですが、市場原理を働かせることが最も取締役会の機能回復には重要だと思ふんです。とりあえず株主総会が三十分以内なんというの、ディスクロージャーとアカウンティングという点からいいますと、全く情報開示もしていなければ説明責任も果たしていないというので、こんな会社はだめだという市場チェックが働けばいいんですが、株主訴訟というのも大変有効な活性剤になるかと思ふんです。そのあたりについて手短にお願ひしたいんですが、渡邊さん。

○参考人(渡邊顯君) 年一遍の決算報告をする定時株主総会、これが三十分で終わるというのはやはり短過ぎますね。それで、やはり最初からもう二時間かけてやると決めるべきだと思います。早く終わるのなら早く終わらせたいだろうというふうな顔をトップがしますと、下はやっぱり利益供与に走るんです。ですから、最初からもう二時間やると決めて、そしてそのような演出をすればいいと思ふんです。映像を使うとか、あるいは新製品を展示するとか、そういったような場にすると。そうすれば二時間かかるんです。当然かかるんです。ですから、それはやはりやりようだろうと思ひます。

で、ありとあらゆる議案がもう成立しちゃっているんですね、事実上。というのは、書面投票制度というのがございまして。ですから、前日までに会社原案に賛成というのが戻ってきております。にもかかわらずやらなきゃいかぬのかと、早くおわらせたい、こういうこともあります。ですから、その意味では書面投票制度の見直しも必要かな、つまりもう成立していればそれは報告をすればいいというふうにするのも一つの方法かなと。

それから、代表訴訟の点でございしますが、これはもう御指摘のとおりだろうと思ひます。有効な機能する方法かどうかと思ひます。

○円より子君 宮脇参考人からいただいた資料の中に、総会屋という言葉が日本の新聞に初めて登場したのは一九〇二年、明治時代だということを知りました。また、多くの国民が総会屋なるものの実態を知ったのは城山三郎さんの「総会屋錦城」という本だったということも読ませていただいたんですが、おっしゃるとおり、五十六年改正、そして五十七年施行の商法改正で総会屋はもう本当に数は激減しましたね。ゆすり、たかりというふうなたぐいの、と言うとおかしいんですけれども、そういうたぐいの程度で総会屋は多分かなり一掃されたんじゃないかと思ふんです。ところが、大変手口が巧妙になつて、株の取引のところで例えば損失補てんを会社にさせてしまふような、そして二億だとか何億だとかいうような大変な額の悪質な犯罪を行う総会屋はなかなか後を絶つてないというふうな気がするんです。

そしてまた、今回の改正で罰則を強化しまして、ますますもつと頭のいい、頭のいいというのは悪賢い方の頭のよさかもしれないんですが、そういった総会屋は根絶できないんじゃないかというふうな気がするんです。要求罪というのも今度新設されますけれども、これだつて実際に本場に要求しているのかどうかなんてわかるような要求を求む総会屋なんというのはいないんじゃないかと思ふと、これで犯罪がチェックできるかという問題等もあります。

そういうことを考えますと、この商法の改正だけではとても無理だと先ほど宮脇さんもおっしゃつて、まず供与事件だけでなく、その裏にある、例えば飛ばして簿外の債務をたくさんつくつてしまふとか、そういったさまざまな悪質なことをやっているのを見ていると、私たちは、総会屋の方がまだましで、きれいな顔をした銀行のトップや証券会社のトップや、そしてそれを保護してきた大蔵省の官僚たちの方がよほど悪質な、たかり、ゆすりではなく、そちらの方がギャングなのではないかというふうな気がするんです。そのくらい今信用がなくなつてきているんだと思ふんです。

大蔵省や行政の情報公開のなさ、これはずっと明治以来、総会屋が明治からあつたということなんです。明治以来キャッチアップでずっと日本は何とか経済をよくしようとして、国民にはほとんどの情報を渡さずに、黙つて一生懸命働いていれば私たちが何とかしてあげますよと。また、情報を公開してしまえば、当然いろんな意見が出ますから、株主総会もそうでなければ、解決方法がおくれますね。だから、なかなかキャッチアップができないというので、ずっと情報を開示しない方法でやってきた、それから、説明責任ということも負うことなくやってきたと思ふんですが、ここにすべての何か問題点があるように思ふんです。

このあたりをきちんと解決しなければ総会屋の問題も解決しないと思ふんですが、先ほど対策もおっしゃつていますが、何か本場にいい方法があるのかどうか、このあたりのことについて宮脇参考人にお聞きしたいと思ふんです。

○参考人(宮脇義介君) 情報開示という御指摘がございましたけれども、まことにそれとおりだと思ひます。

きのう、きょうも銀行、証券の問題に関連しまして、公的資金の導入でございまして、そういうことが言われ始めております。これも銀行などが自分のところの月給ですね、どれぐらいもらつ

ているのかとか、役員報酬がどうかとか、そういうことさても開示しないで、それで公的資金の導入を言うなどというのはまことに問題である。また、政党の方からもそういうことを抜きにして公的資金の導入と言うこともこれもまた問題であるというふうに思います。

それはおきまして、先ほどの五十六年改正の後、問題、依然として行われている、むしろ深刻化しているということも関連するのでございますけれども、五十六年改正の後、警察と企業とが手を組みまして、企業から総会屋の手を切っていくという努力を一生懸命されましたのは、これは専ら一般企業でございまして、銀行、証券ではございません。

銀行、証券の方は、当時の企業防衛対策連絡協議会とかあるいは特殊暴力対策連絡協議会とか、そういう警察と企業との連絡協議会、この役員、会長だとか副会長は銀行、証券などの人が多かったわけでございますけれども、実際に手を切ることに努力したのは一般企業でございまして、先ほど総会屋がそれまでに言っておりました銀行から月給をもらって、証券からボーナスをもらって、それから一般企業から小遣いだと、その小遣い銭をいただいていた部分が一生懸命手を切ったわけでございますね。

そして、あるアンケート調査によりますと、商法改正の前に、特殊株主三百人以上につき合っていたのが四分の一を超えると、上場企業で、そして、千五百人以上の特殊株主に配っていた企業が数社ある。そのほとんどが今申し上げた職種に属するわけでございますね。

さようなことで、この冒頭の御説明にも申し上げましたけれども、ただいま御指摘のこの損失補てんなど、これはまさしく証券会社の問題でございまして、やっぱり銀行、証券ですね、この二つをクリーンにしていこうということができなくどうかというところに焦点を当ててお考えいただくと解決の方法もわかりがいんじゃないかなというふうに存じます。

○円より子君 神崎参考人にお伺いしたいんですが、神崎さんは証券会社と銀行にお勤めでいらっしやいました。そして、銀行の監査役もなさっておられると略歴で知っております。

有価証券報告書というふうなものを上場企業は大蔵省に出すわけですが、そこでもこういった簿外債務についてわからなかったし、それから山一の場合、監査役の人たちがだまされておたというふうなことをおっしゃっていらしてあります。また日銀の検査も大蔵省の検査も、今回の山一のことについてもそうですけども、おとしの太和銀行のあのときにも十一年間も不正な取引をずっとしていたこともわからなかったというふうなことがありまして、本当にいろいろな不正をやっていることが、それを総会屋がしているかどうかはともかく、やはりおかしいなと思うことが、そういうことをやっていることがいろいろある暴力団や総会屋がつけ入ることもなっているわけですね。

監査というものの、内部監査もできない、外部監査もできないということになるとこれは大変だと思ふんですが、監査の方法とか仕組みとかというものをどうすればいいとお考えか、ちよつと御意見聞かせていただけますでしょうか。

○参考人(神崎倫一君) ある意味では、非常に日本人というのは寛大、それから数字に対してルーズですね。ですから、企業の例えば利益、利益という言葉自身がいまいちなんですが、もつと絞って経常利益としますか、ある一定期間中にその企業が本来の業務でどれぐらい利益を上げたかという数字なんです。それが三種類あるんですね。それは取引所に届ける、今もお話に出ました有価証券報告書の数字、それから国税庁に申告するいわゆる税務申告、それからこれがうちでもって本当はこうなんだよという数字、その三通りあるわけ、それを大体基準にしていこうというのがわかんない。

くるんですけれども、欧米のようにすべての数字が本当にクリアになっていて、その数字にのつとって投資家が投資判断をし、パフォーマンスを競うという慣習がありません。ついでこの間まで、ある証券会社が推奨したから買ったという非常にあいまいなことになった。それから、中にはその会社の資本金が幾らか知らないで買う投資家もいるわけですね。こういう姿勢がだんだんルーズになってきた。

ですから、今ちょっとお触れになった不良債権の問題一つにしましても、発表されるたびにだんだん多くなるわけでしょう。だから、四年前に不良債権が問題になったときの数字と今では、一つの銀行をとっても五倍、十倍になってきていますね。それに対して、例えば有価証券報告書を受理した取引所がその銀行に対して注意したか、おまへ、こんなそばつかりついたらだめじゃないか、上場廃止するよ、言っていますね。これ言うと、全上場銘柄が恐らく怪しくなる。

みんな悪いというからいいじゃないか、しかしそれはいいゆるゆるグローバルスタンダード、世界では通用しませんよということになりますから、初めて真剣にこれからの数字の透明性を求めるでしよう。そうすると、その監査をやらなければいけない。そうすると、その監査をやるには大変手間がかかるしコストはかかるから、さつき渡邊さんがおっしゃった〇・一%、千億円の売り上げなら一億円いただければこれは手間暇かけられま

すね。ただ、実際はほとんどが今はコンピュータ化されていて抜き取り検査以外にはできないと思ひます。そのときにはやっぱり第三者、外部の公認会計士事務所を委託して、この辺が恐らく、これはまだ問題になっていませんけれども、もしもその会社、銀行でもってドレッシングが発見された場合にそれを見逃した公認会計士はどうするの、免許停止かというふうな問題まで踏み込んできて初めて日本も真剣に企業の数字に辛くなると思ひます。

以上です。

○円より子君 ありがとうございます。先ほど確かにおっしゃるのとおりだと思います。先ほど話しました株主総会を軽視しているというのがありますが、これは企業だけじゃなくて株主の方も本当にそうだと思うんですね。そして、株主がこういうことは国民全体がいろんなことに対してなあああ余り厳しくチェックしてなくて、それが自分たちにツケがまた返ってくるというふうなところがありまして、証券会社や銀行は多額のお金を扱っていますけれども、一般の投資家や一般の預金者の保護というよりも本当に利益だけを考えたしまつていてというふうなところがあるのかも知れないんですけども、総会屋とかそれからトップの敷章とかそんなことだけをもし考えているとしたらこれは大変なことなんです。日本の企業の体質だとかそういうことは今おっしゃったようなグローバルスタンダードからいこうと通うしなくなつてきて、それが逆に今回のようなさまざまな不祥事が出たことで多分淘汰されていくものも思ひます。機会なのかもしれないというふうにも思ひますね。

しかし、ジャパン・プレミアムが拡大したのは、おとしの太和銀行の事件が発覚したときに、それをすつと大蔵省が知っていて隠していたということも大きな要因だと思ひます。今回も富士銀行は十月六日に簿外債務の存在を知っていたのに、大蔵省はいや十一月十七日だなんだというふうなことで、大分そこに大蔵省ももしかして知っていたのではないかとというふうな疑惑も出てきて、もし違つたとしてもそういう疑惑を起こさせるようなこと自体が問題で、大蔵省、行政が本当にきちんと不良債権に關しても一体どの程度あるのか、いつもこれだけだと言っているながらふたをあげてみたらもう全然違うというふうな状況では、もう日本が本当に立ち行かなくなるんじゃないかという気がするんですね。今の企業の、特に銀行界、証券界のトップの人たちというのは一体どういう倫理観を持ってい

らっしゃるのかとよく思うんです。この企業トップの倫理観、政治家とかすべてのリーダーがもしも、日本の今リーダーが本場にリーダーシップをとれないような倫理観の持ち主にしかなってしまっているというの、これは大変なことなんです。証券会社、銀行のトップの資質を養えるとか、そういったことについて、日本の土壌を養えていくというようなことについて、言ってもいいんですが、宮脇さん、何か御意見がありましたらお願いいたします。

○参考人(宮脇義介君) 先ほど企業性悪説でいかなければならぬんじゃないかなという御意見も出されたけれども、確かにそういう面はあろうかと思えます。また、本来性悪でなくてもそうせざるを得なくなるということもあろうかと思えます。

先ほど叙職のお話も出しましたけれども、企業のトップの倫理観ということになりますと、特に大企業の場合には財界団体の役員になります。財界団体の役員を何年と、どういう段階なら十年とかあるいは全国組織なら三年だと何年等、そういう基準が皆様方御存じのようにございます。ですから、この種の不祥事を起こした企業はその後十年間はいかなる役員にも、その社の役員に対しても財界団体の役員になつてはならないというように申し合わせを財界団体でやるとか、そういうことが本当は一番効果があるんじゃないかなというふうに思っております。

○円より子君 どうも皆様、ありがとうございます。終わります。

○千葉景子君 きょうはそれぞれの参考人の皆さん、ありがとうございます。貴重なお話を伺い私も大変勉強させていただいたところでございませう。

皆さんのお話を伺いまして、今回の法改正についてはそれぞれ基本的には評価をされていらっしゃるというふうに私も承りました。ただ、どうやらこの法改正ですべてを解決するというこ

とは困難だということもそれぞれの共通なお話ではなかったかというふうに思います。私も、この改正をきちんとすはスタートをさせることが大切であらうというふうに思いますけれども、やはり皆さんが御指摘されたような背景であるとかあるいは日本の社会全体の構造、こういうものも含めてさらに対応をしていかなければならないのではないかと、そんなことを感じたところでもございませう。

そこで、何点かお聞かせをいただきたいと思いますが、まずこの法改正の御評価はいただいたところではございますけれども、改めてこの法案自体の問題としてお尋ねをしたい部分がございます。

それは、先ほど渡邊参考人の方からも、法定刑の引き上げというのが、一面では効果があるけれども、これが勲章になつてしまふような部分もあるというお話がございました。今回は、懲役刑それから罰金刑も引き上げになつていくということになるんですが、この法定刑引き上げの効果、罰金の引き上げもどのような効果があるのか、あるいはなかなか難しいもののなか、その辺について、渡邊参考人と、それからいろいろ御経験をお持ちの宮脇参考人にもこの法定刑の引き上げの効果をお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(渡邊顯君) 効果が無いとは言えない効果があるのだらうと思ひます。ちよつと御問答のようでございますが、やはりもつと重罰でなきや効果が無いのかという気もしないではございませう。

ただ、先ほど申し上げたとおり、じゃ重罰主義でおさまるかといへば、そういうものでは無い、息苦しくなるだけの話でございますし、結局この問題は非常に根深い社会構造そのものに根差している問題だなど。

ですから、やはりそこそこもそれぞれのかかるべき人たちがそれぞれ努力しなきゃいかぬと思ひますね。先ほど私も、かばい合いか先例主義みたいなことを申し上げました。かく言う私と

も弁護士会でもそういった風潮があつて、なかなかやつぱりうまく機能していないというのはじつじつとあるところでございます。そういういろいろな団体、組織でいろいろとやつぱり同じような悩みがあるんだらうと思ひます。

そういうことをやはり直していかないことにはこういうことも直らないだろうという意味合いかからいって、果たして効果はどうなのかというものが率直な気持ちとしてあります。しかし、やはりもつと厳しく罰するんだよという意味での効果はもたらあるだろうと、このように思ひます。

○参考人(宮脇義介君) 罰則の關係につきましては、運用など法務省の所管でございましてので私具體的にはよく承知しておりませんけれども、しかしながら、今回こういう時期に罰則の強化ということとは、国民の皆さんに対して非常に納得のいく心理的にいふ効果を与えるんではないかなと。やはり、暗いニュースばかり続く中できちつと立法府としての姿勢をお示しになられるということには、私は大変日本の将来に向けていいことじやないかなと。国民の皆さんにも心理的にいい効果を与えるというふうには思ひます。

○千葉景子君 ありがとうございます。私も罰則、刑が上がるということにどういう効果があるのかというのは実際にはなかなかわかり知れないところがあるわけです。国民に対する問題提起とか、あるいはやはり違法性が強いということとをこれによって表現をするという意味の効果もあるのかな、こんなことを感ずるところでもございませう。

ところで、皆さんから御指摘ありましたように、やはりこの法改正のみならずさまざまな問題点があることがわかりました。一つの中で総会の問題、総会と私のもう一つあるべきかというものがちよつと私も気にかかるんですけれども、先ほどのお話にもありましたように、神崎参考人から四百年前のスタイルをそのまま継承していき、こういうお話を聞くと、確かに十数人の株主

のときならともかく今のスタイルが本当にいいのかなという素朴な疑問は私も感じます。しかし一方で、これもお話が出ましたように、企業経営にもきちつと関心を持ち、そういう投資家、株主を保護し、そしてその権利を擁護していくという面もこれは忘れてはならないところだというふうに思ひます。

そういう意味で、その両面を考えて、総会というのはどうあつたらいいのか、そして総会の中で、あるいはそのほかの手法でも、一般の投資家、株主を保護するためにはどうあるべきか、こういう点について、神崎参考人から御意見ございましたらお話を伺いたいと思ひます。

○参考人(神崎倫一君) 個人的な考えですが、これは株主に対する不平等だということでは廃止になつていくんですけども、大株主会の復活もしくは活用を考へてもいいんじゃないだろうか。前は、大株主の割合が、トータルすると五割以上の株になる特にとり引先の法人株主を集めて株主総会以前に会社説明していったんです。このときは相当突っ込んだ説明もできたし、また了解も得て、それで白紙委任状をいただいていたんですが、今は全然そういうことは行われていません。行われていないで、たまたま白紙委任状をいただく方だけはいまだに続いているわけなんです。

それは、お互いに持ち合つていますから、おまへがくれなとおれもやらないうでもつてスムーズに六割、七割の白紙委任状が集まる。それがいあつたならば、むしろ生きた質疑応答、それがいわゆる賛成、反対の意見を発表できる大株主の活用があつてもいいんじゃないだろうか。

個人の株主の場合には、会社が気に食わなければ売ればいいんですよ、端的なことを言えば、売つて会社との縁を切れればそれついでになるわけですから、法人の場合にはそうはいきません。例えば、三菱系列の三菱電機が三菱重工の株を売つたらこれは大騒ぎになると思うんです、まあそういうことはあり得ませんけれども、それだけに、やつぱり法人への説明会というのは必要だ

それから、日本の場合には、大株主はただ株を持つだけで発言せずというのが何か美談、行徳のようになっている。名前を挙げてはなんですけれども、本当に生命保険会社などというのは、企業はしょっちゅう時価発行増資をやつてその割に増配はしないといつて文句を言うんだけれども、文句を言うんなら買わなきゃいいじゃないかとこちらも言いたくなるんですけれども、しかし、続けてやっぱり日本の大株主の一つですね。これを改めて、僕は株主は発言する義務があると。

業が悩みを持っているのは、大株主の中に、CAPERSというカリフォルニア公務員年金基金です。これはアメリカでも屈指の基金なんですけれども、これは株を持たないと、必すこれは意見書をつけてくるんです。今のところまだ数%です。余り発言権はないけれども、今外人の持ち株は日本のトータルの一割に達していますから、やがてだんだんこれがふえてきて発言権を持つてきますと、大株主に株を持たれているということ、それは安全でも何でもなくてチェックが行われるんだよ。

なぜ日本の機関投資家といいますが、法人株主はおとなしいんですか。早く持ち合いの弊害を絶つて、やっぱり株を持った以上は発言するという習慣をつける。そういう大株主が個人株主にかわってチェックしてくれることでもって一般株主も安心して投資できるんじゃないだろうか、そう考えております。

同様の問題なんですけれども、先ほど渡邊参考人も、総会の問題で書面主義の問題、ちよつと御指摘などをされました。いかがでしょうか。総会の持ち方、そしてその中で投資家の保護をどういう形でやっていくか。実務を御存じの渡邊参考人にぜひお聞かせいただきたいと思います。

株主總會、これは會議でございますね。會議と
いうことですから、會して議するわけでありま
す。ところが、今や日本の上場会社クラスになり
ますと、株主の数が大変多うございまして、果た
して會議と言ふべきものなのかどうか、やや疑問
なしとしないという事態になってきております。
つまり、會議というのは、少数意見が多数意見
を説得してひっくり返す可能性もある。つまり、
民主的な討論をして、なるほどと、こういったこ
とが予定されておるわけであります。だから、會
議をする、これが民主的だと。

ところが、ほとんどどう書面投票で前日に全議案が決まっている、にもかかわらず会して議さななきやいかぬのか、こういうことになります。であれば、いっそのこと書面投票にしてしまつて、あとは結果報告というふうにするというのが一つの考え方だろうと思います。

ただし、その場合には、少数株主に対する保護の問題が出てまいります。これはやはりディスクロージャー制度の充実ということで補うということを考えていなければならないのかな、このように思います。

それから、先ほど大株主発言すべしという御意見が神崎参考人からございましたが、そのとおりだろうと思いますね。

つまり、お互いに持ち合っているから、めくら判で白紙委任をする、これは自分の会社に対する株主に対して果たして忠実だろうか。もつと配当できるんじゃないか、あるいはそんな無能な経営者はだめよといったような発言をしないと、自社に対する株主に対して忠実義務違反になるのではないか。

つまり、株主代表訴訟があるよというのは、その意味で非常に活性化していくだろう、このように思うんですね。これをやはりやるべしというふうに考えております。

○千葉景子君　ありがとうございます。

な問題、こういう御指摘をいただきまして、私も政治に携わる者も改めて襟を正し、あるいは問題を重く受けとめていかなければいけない、こう考えたところです。

その中で、やはり行政の不正の放置、こういう日本の構造がこういう総会屋などの蔓延を許しているという御指摘でもございました。大蔵省の問題の御指摘がございましたけれども、そのほかの例も、ここに建設の問題あるいは税務行政の問題など御指摘いただいているんですけれども、ちよつとわかりやすく御説明をいただきたいと思いますうか。

○参考人(宮脇嘉久君) 例えば、今財政再建というところで公共事業費の七％カットですとかあるいは一〇％カットなんだとか言われておりますけれども、公共事業費の使途につきましては、大きなブラックホールがございまして、暴力団なりそういうやみ社会の方に吸い込まれていく。

関西新空港につきましては一兆五千億円かかったのですが、いすけれども、厳しく見る人は三分の一で、たくさんじゃないか、あるいは甘く見ても半分で、たくさんじゃないかというようなことが言われております。

私も昨年、一遍関西の方に行き、それからこ
としは三月に九州と関西の方に参りまして、そし
て公共事業費の末端の構造でございますす
ね、これは、私は現役のころからある程度承知は
しておったのでございますけれども、いろいろ聞
かれたら、あるいは物を話したりする場合に確認
をとる必要がありましたので、行つてまいつたの
でございます。ことしの三月の分につきまして
は、一年半前に既にそれぞれの地域のしかるべき
人にお願いをしてありまして、その聞き取りに
行つたのでございます。

特に九州の北の方が多いわけですが、それから関西、そういったところでは暴力団が建設業者であり、そしてまた町会議員、市会議員であり、県会議員で実力がある。そして、そういう県会の実力者が下請を仕切るというようなこと。

それからまた、下請をして暴力団企業などに受けさせて、そして暴力団企業は力がないからそこは業通りで、ただ中間収奪だけで、その下に今度は大手が入っていくというような逆転現象がもう随所に見られる。

これは一例でございますけれども、そういう地元業者、地方政治家、中央も入ることもありますけれども、それから暴力団、それから行政の方も、県でございますとか、あるいは市、町などはそういった一連の人たちと子供のときから仲よしだとか、そういう人がむしろこの担当になって行政の中で力を持っているというようなこともあるようでございまして、そういう利権構造に光を当てないことには、談合の問題ばかり取り上げていけるのは私はちよつと筋違いじゃないかなというふうに思います。

談合の問題も、もともと悪い業者を排除する意味で始まったんだというような積極的な意味も聞いております。いずれにしましても、そういうブラックホールの構造をきちっとさせるには、やはり建設省が目を行き届かせていかなければならないんじゃないか。建設業者がどれぐらいいて、それが地方政治家にとれぐらいいなっているとか、あるいは暴力団がどれぐらいいるかといううなことはやっぱり建設省の責任において、もちろん警察の協力も得なければいけませんけれども、警察任せということじゃなくて、むしろ第一義的には建設省の方が私は行政責任を負うべきだというふうに考えます。

そして、そういう行政責任ということについての視点、指摘というものが今まで余りにも少な過ぎた、なかったと言っているほどだと。そこで、それを声を大にして申し上げたいと思うのでございます。

○千葉景子君　ありがとうございます。
時間になりましたので。

○委員長（風間和君）速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長（風間親君）速記を起こしてください。

○照屋寛徳君 本日は、御三名の参考人にお大層貴重なお話を伺うことができて、感謝を申し上げます。特には、宮脇参考人の講演録を昨日いただきました。大変興味深く読ませていただきました。また、私が知らなかった総会屋に関するさまざまな問題点の確に指摘をされておりまして、非常に勉強になりました。ありがとうございます。

さて、私の方からも何点か質問をさせていただきます。最初、宮脇参考人にお伺いをいたします。

きょうの意見陳述、また宮脇参考人のあらかじめいただいた講演録の中でも、与党総会屋と野党総会屋ということについて触れておられます。政治の世界と同様、総会屋の世界でも与党、野党というのがあるんだというふうに感じただけであります。が、与党総会屋であれ野党総会屋であれ、総会屋であることにはまず間違いありませんだろうと思ひます。

ところが、与党総会屋、野党総会屋というふうな、そういう概念でくくられているわけですから、恐らくその実態、あるいは何らかの手段に違いがあるのではないかなというふうにも思ひますし、あるいは企業との関係で時に与党になり時に野党になり、こういうこともあるのかなというふうな考えのわけであります。その点、どのような実態なのか、お教えいただければありがたいなと思ひます。

○参考人(宮脇参考人) 委員御指摘のとおり、与党総会屋、野党総会屋というふうにはつきり分かれて存在しているわけではなくて、ある会社に対しては与党総会屋であり、ある会社に対しては野党総会屋である、あるいは専ら野党総会屋をもって業となしているというふうな、そういうさまざまなございます。

与党総会屋は、申すまでもなく会社の議事進行をスムーズにさせたいという要求に沿って、そして事前に余りトラブルがないように、それから株主総会の当日、スムーズにいくように、しゃん

しゃんといくようにという手はずを整えていく立場であります。逆に野党総会屋の方は、それを妨げて邪魔するぞというところで、嫌がらせ、おとしをして、それによって金員を得ようと、こういうものでございます。

○照屋寛徳君 宮脇参考人の講演録によりまして、日本で総会屋の存在が確認されたのが一九〇二年ということでありまして、もうこれは古い歴史があるんだなというふうにも思ひましたし、日本の社会構造そのものと非常に深いかわりを持つたやみの存在だということもよくわかりました。

ところで、総会屋が株主という地位を利用して企業に不正行為を働きかける、こういうこともあるんではないかと、専ら企業の側が総会屋をむしろ積極的に利用する、総会屋に働きかけるというふうな実態はないんではないかと。あるいはまた、それがいわゆる与党総会屋なんではないかと。そこらあたりの件についてお伺ひいたします。

○参考人(宮脇参考人) 委員御指摘のとおりでございまして、商法改正前は、証券会社が総会屋を上場する株式会社を紹介していたというふうな聞いております。また、委員御指摘のように、昔からやはり総会屋と企業とのつながりは深かったようございまして、このたびの第一勧銀あるいは四大証券に関連した総会屋の親分だった人のまたその親分がございまして、亡くなった人でございまして、有名な総会屋がおります。その人の名前が私が承知いたしましたのは、これは警察の現役のところ、下からの暴力団担当刑事の方からの筋ではなくて、ある財閥の当主の人からその名前と人となりを聞いたのが始まりであるということでもございまして、そのように日本の企業社会と密接にかかわっていたかと思ひます。

○照屋寛徳君 ところで、宮脇参考人、よく総会屋とか、あるいはかき括弧で企業ゴロだとか新聞ゴロだとか、そういうふうな言い方がなされてます。あるいは、総会屋、かき括弧企業ゴロ、かき括弧新聞ゴロを総称して総会屋等というふうな呼

び方をしておられる人もおるわけございまして、それらの総会屋、企業ゴロ、新聞ゴロと呼ばれる人たちの具体的な不正行為を働く警察用語で言う手口みたいなもの、なるたけ具体的にこういう手口があるよというふうなことをお教えいただければありがたいなと思ひます。

○参考人(宮脇参考人) 最近の状況などにつきましては、むしろ現役の警察の人にお聞きいただいた方が詳しいことはおわかりだと思います。新聞ゴロはいわゆるブラックジャーナルと言われるものでございまして、ミニコミですとか、あるいはちゃんとした雑誌とした雑誌もございまして、スキャンダルをそれに載せるぞというところで、また事実載せたりしまして、それによって企業に嫌がらせをして、そしてそれをもって金を得ていくというものでございまして。会社ゴロというのはそういうコミュニケーション、メディアを持つておりませんけれども、それに類することをやっていくものとして把握をされてまいりました。

それで、おっしゃられるように、このちようだいしました資料にも出ておりますけれども、警察の方では総会屋等というところで、かねてから総会屋とそれから新聞ゴロ、企業ゴロということで総会屋等と総称しておりますけれども、私としてはかき括弧つきの右翼、これもやっぱり同じような類型に入れなければいけないのじゃないかなというふうな思ひます。まして、今はもう冷戦が終わって七年、八年にかかるところであります。右翼といふものの意味合いというものが社会的に変わってきているはずであります。また社会的に変わっているものととらえて考え方を整理していかなければならぬんじゃないか。そのところろがはっきりしていなために妙なグループの跳梁を許していることになつていゝるんではないかなというふうな思ひます。

なお、銀行だけをねらうラキティア、ゆすり、たかりの徒がいることを私は承知しております。これは銀行だけをねらっている者について銀行の

トップの方から個人的に相談があつて、何行からも御相談がありまして承知をしたものでございまして、銀行ラキティアというふうには私は命名したのでございまして、彼らに共通しておりますのは、昭和三十年代まではいろいろ暴力行為でございまして恐喝ですとか詐欺ですとかいろいろなことをやつておりましたが、四十年代に入りましてとびたつと共通して警察の厄介になつていない。それはどういふことかなというところでございまして、私の方の見方は、四十年代から会社の方で、企業の方で金で済むことなら金で済まそうという世の中になつたんじゃないかと。それから特に捕まつていないのは銀行相手でございますが、銀行は決して警察にそういう問題について届け出をしないということを意味するんではないかなというふうに思ひました。そして、その銀行ラキティアの中には、もともとは何にも無一文みたいな姿だったのが、数年前大都市に行つてまた田舎の方に帰つてきたときにはゴルフ場をつくり始めたというふうな者もおります。

○照屋寛徳君 宮脇参考人の講演録によりまして、現在総会屋が約一千人ぐらいおるとのこととございまして、一方で昭和六十年から六十二年ごろにかけて日本の総会屋のグループ化現象があるんだという指摘もあります。さらには、総会屋が表看板の政治結社を設立して政治献金みたいな形でお金を集めておる、こういうことを指摘する人もおるんですが、それらの実態についておわかりの範囲でお教えいただければありがたいなと思ひます。

○参考人(宮脇参考人) これも最近の状況は警察の現役の者にお聞きいただけたとありますが、思ひます。うのでございまして、総会屋に限らず暴力団も右翼もそれから手形ブローカーですとか、そういうのも二枚看板、三枚看板を持つていうのが普通でございまして、それぞれやっぱり得手不得手がある。同じ暴力団でも、総会屋に向くのとそれからかき括弧つきの右翼に向くのと、企業に行くのにふさわしいようななりをしている者は総会

屋になれますし、それからやっぱりスピーチがで
きないとかきつらいつきの右翼にはなれないとか
さまざまな制約はあるようでございますが、もう
そこら辺は極めて流動的とお考えいただいて結構
かと存じます。

○照屋寛徳君 きょういただいた宮脇参考人のレ
ジュメの中で、対策の一つとして調査業法、探偵
業法の制定ということを描いておられます。私
もかねがねこの探偵業という実態についていろ
ろ疑問に思うところがありましたし、また私も二
十六年ばかり弁護士をやっておりますけれども
弁護士という仕事をしても非常に不可解な存在
だなどというふうに思うことも多々あったわけ
であります。この調査業、探偵業と総会屋とのつ
ながりみたいなものがあるのか。それから御提言
があった対策としての意味みたいなものを少しお聞
かせいただきたいと思ひます。

○参考人(宮脇参考人) 現在警備業につきま
しては、これはもう既に二十年ぐらゐ前になりま
しうか、法律もできまして、きちんとした形でそ
ういふ要員の教育訓練でございまして、間違ひ
のないよう、安心して企業が雇えるような形で
あるいは個人がお願いすることができるよう形
で今運営されておりますけれども、興信所と
いいますとかそういういわゆる調査業、これにつ
いては法律がございせん。規制がされないままに
なっております。

そこで、この探偵業なり調査業といったもの
物をお願いする人というのはみんなトラブルを抱
えている人が多いわけでございます。しかも、
人に言えないような問題、弁護士さんの場合には
弁護士法でございましてきちとした法律が昔か
ら整っておりますけれども、そういう探偵業には
全くない。そこで、悪いのがそこに目をつけま
してそういうのをやっていると。

そうすると、困つてそこに泣きついていく人
も、それからまたその探偵業に物を頼んだその相
手サイドの人、これもまた秘密、スキャンダラス
なことに関連しているわけでございますが、両方

とも秘密を持っている。その秘密を探偵業の者が
握る、そしてその情報を自分で使つたり、あるい
は人にその情報を売つてそして利益を得させたり
ということが行われているというふうな、数はご
く少のうございましてけれども、そういうことを
私も承知いたしております。こういうことは社
会上ゆゆしき問題であるというふうな存じており
ます。

警察の方にも聞いたことがございましてけれ
ども、警察の方でも努力はしているようございま
すが、現在のところまだ実態がよくわかつていな
いというふうなことでございまして、こういう実
態の把握につきましては、警察もさることなが
ら、マスメディアの調査報道でございましてとか
、そういったことにも期待が寄せられるところであ
ろうかと、さように存するものでございまして。

○照屋寛徳君 最後に渡邊参考人にお伺いを
いたしますが、総会屋の根絶あるいは総会屋との絶縁
に向けた対策として弁護士や評論家から、例えば
総務部長とかあるいは総会担当者などが利益供
与事件などを惹起した場合には、即社長に責任が
及ぶ社長連座制の採用などを提言しておられま
すが、これは民事上、刑事上の恐らく連座というこ
となんでしようけれども、どのような法規制が考
えられるのか、お話を伺えればありがたいと思
ひます。

○参考人(渡邊参考人) 御指摘の点は大変に難し
い法律上の問題を抱えております。要するに、一
種のいわゆる連座制を設けよう、こういうことだ
ろうと思ひますが、先ほども申し上げましたと
おり、総会を担当する者が全国に三万人もおつて
、本当に上が知らずに利益供与を犯してしまった
すれば、それを連座制でひくくするというのはど
うも均衡を失する、このように思ひます。

し、どうも怪しいなという場合には、立証の問題
で逃げ切れぬというのには非常に国民世論として
落ちつかないという部分がある。この折り合いな
んだらうと思ひます。これを立法的にどのような
方法があるかと聞かれました、私も今のところ

ろノアイディアでございまして。お役に立ちませ
ん、申しわけありません。

○照屋寛徳君 終わります。

○橋本敦君 きょうは、三人の参考人の皆さん、
貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。
また、私からも順次御意見を伺わせていただき
たいと思ひますが、最初に神崎参考人をお願い
いたします。

九月二十六日の読売新聞で神崎参考人が、「余
りに甘い職業倫理」ということで御指摘をなさ
つておられるのを拝読いたしました。この中で私
も大変
大事なことをおっしゃっているなと思ひます。
は、日本の企業社会はいかに金をもうけるかが優
先として、大事な企業倫理、職業倫理が軽く扱
われてきているのじゃないか。そういうたすき間
に総会屋がはびこるというような社会的条件があ
るというのを御指摘になつていらつしやるわけ
ですね。

そこでそのすき間の問題として、会社の経営陣
は総会屋に金を渡さざるを得ないような暗部を抱
えているというそのこと自体を問題としてしっか
り自覚しなやならぬのじゃないか。そして、総
会屋に握られる暗部というのが企業家のトップだ
けの問題じゃなくて、実態が暴露されれば政官財界
を揺るがしやうというわけのVIP口座の存在、
これは情報開示が不十分なんです、そういうもの
があるというところもこれまた総会屋をはびこ
らせる一つの要因になつてくるんじゃないかとい
うことを指摘なさつていらつしやるんです。

私も全くその御意見には賛成なんです、実際
に今までのいろいろ総会屋が暗躍した事件をごら
んになつていただいて、やっぱり会社の幹部が何
らかの弱みを握られていて、やっぱ問題が大きな要
因になつていて、そういう事例等、具体的に御認識な
さつていらつしやるわけでしょうか。

○参考人(神崎一君) 大変大きな問題になるか
と思ひますけれども、整理します。それは、大変
総会屋問題というのは具体的な戦術的な問題かも
しれませんけれども、その根を掘つていきますと

実は資本主義の危機にかかわつてくるんじゃない
だらうかという気がいたします。

アメリカの御存じのようにビジネススクール、
特にハーバード・ビジネススクールというのはア
メリカでもトップに立つようなビジネススクール
なんです、ここで聞いた話ですけれども、ビジ
ネススクールというのは何か基本的にコンプレッ
クスを持っているというんです。

それはどういふコンプレックスかというと、ビ
ジネススクールというのは割に二十世紀になつて
からできた大学院なんですけれども、その前に、
医学の方でもってメディカルスクールというス
クールがあります。これによって博士号を取るわ
けですね。一方で、これは渡邊先生の方ですが、
ロースクールというのがある。大変古いんです
ね。これはそれぞれ職業倫理がはつきりしている
というんです。医者は何をしても患者の命を
助けなきゃいけない、ほかのことでもなんことが
あつても命を助けるのが第一だ。これがもう基本
的な倫理。それからロースクールというのは、自
分の依頼人の利益を徹底的に図る、たとえもう
はつきり殺人犯とわかつててもその人間の利益を
図ると。その極端な例がこの前のO・J・シンプ
ソンのようなことになるわけですが、とにかく
一生懸命図る、そういう職業倫理がある。

それに対してビジネススクールというのは、そ
れにかかわるのは何だらうかということに悩ま
つていて、もう百年近く悩まされて、結局、効
率的、収益性、そういうものでもって現在割り
切つていられるけれども、それでいいんだらうかとい
うまだに悩んでいるというんです。

恐らく日本の企業経営者も同じような悩みを
持つていて、バブルが破裂するまでは余り矛盾を
感じなかった。とにかく収益を上げればいん
だ、手段を選ばないで収益を選ばない。鄧小平じや
ないけれども、白い猫でも黒い猫でもネズミをた
くさんとればいいんだ。本当に手段を選ばず
結果オーライ、高収益な会社がいんだというこ
とで来たのがバブルがつぶれるや否や今まで隠さ

れたうみが一斉に出てきた、その一つが総会屋だと。奥い物にはふた、総会屋には金、それでもって済ましてきたのが世の中であつてかくも指弾を浴びて社会問題になる、社長も会長も次々とやめる、四大証券なんかは全部入れかわった、うみを出しちまうと。やっぱり大きな大きな反省期が来ている。

そうすると、企業経営者の職業倫理というのは何だろうか、こんなことは余り同友会とか経団連とか日経連でも議論されませんけれども、そこまですり下げて一遍真剣に議論すべきじゃないだろうか。もちろん株式会社ですから、配当もできないでもって山一みたいなつぶれる会社は論外ですよ。しかし、一人前の企業なら、もうけるだけではないだろうか。

これからは恐らく環境問題とか公害問題とか、もしくはいかに周りの社会とうまくつき合っていくか、そういうことが要求されるんでしょう。その中心になるのが僕は企業の経営者倫理ということで、日本の場合には何かそういうことをやらなきゃいけないんだなと思ひながらちょっとほかに置いていた。やと今それを振り返って、二十一世紀に向かつてまさに世界でもって通用して、世界のどこに進出しても日本企業が尊敬されるためには、欠けているのは倫理なんですね。そこへ工場を持って行って、銀行の支店を持って行って雇用機会をつくってやるだけじゃだめなので、どうしたら尊敬され喜ばれるか、そういう大きな問題がこの総会屋問題を掘り下げていくと、なぜこんなことが会社ぐるみでもって今までカバーされてきたのか、みんなあなあってきたのか。そういう時期に來ていると思います。

そういう意味で、その量刑についてはいろいろ意見もあるでしょうけれども、これだけ法改正までしてという機運が国会で盛り上がったことに対しては、感謝と尊敬を持ちます。

○橋本敦君 ありがとうございます。
次に官脇参考人にお伺いしたいんですが、調査室がつくってくれた参考資料にも出ているんです

が、共同通信社が実施した主要企業五十社対象の株主総会に関する緊急アンケートでも、総会屋への利益供与問題を起こさないために重要なことは、一番多いのがトップの決断だというのが四十二社、それから担当者の意識、これがしっかりとしなきゃならぬというのが二十二社、それから法規制の強化は十八社ということでございます。ここでもやっぱりトップの決断というところで、トップの倫理性が鋭く問われているわけでありまして、例えば読売新聞の五月二十七日の社説にも、経団連が実施したサラリーマンアンケートでも、企業不祥事の原因としては、経営者の自覚が乏しい、そしてもう一つは、問題があつても指摘しにくい企業風土や体質があるというのが圧倒的多数を占めている、こういうわけですね。

今御指摘があつた企業倫理の問題もあるんですが、私がもう一つ官脇先生の御意見で非常に重要だと思ひましたのは、そういう問題に関連をして、企業倫理だけの問題ではなくして、体制の側の病理現象、これが組織犯罪を繁栄させているという意味で、そこをもう少しメスを入れなきゃならぬじゃないかと。その体制の側というのは、お話がありましたように、政治、行政、企業を含むそういった体制、そこをしっかりとしなきゃならぬじゃないか、こういうようにおっしゃっているわけです。

そういう意味で、私は、これまで言われてきた護送船団方式ということの中で、大蔵省の管理監督責任ということの関係でも総体的に厳しく反省をし、批判されなきゃならぬ問題がこれに関連してあると思うように思っておりますが、御意見はいかがでしょう。

○参考人(官脇泰三) 委員御指摘のとおり、この共同通信のアンケートで総会屋への利益供与問題を起こさないために重要なこととして掲げられている四つの項目、その中には先ほど来私が強調いたしておりました行政のチェック機能、行政の責任の問題が項目としても入っております。これは非常に遺憾なことだというふうに思ひます。

それから、体制側の病理現象ということについてでございますが、私はここ三、四年、ロシアのモスクワ大学あるいは旧KGBアカデミーで組織犯罪のことにスベーチを求められまして、それから先週も中国に行つてまいりました。中国では国家安全部、情報機関でございまして、非常にこの組織犯罪の問題について熱心でございまして、それから、韓国でも一昨年警察庁で組織犯罪の問題についてスベーチを求められました。また、アメリカでも去年の十一月にはワシントンで組織犯罪の本質、ザ・トゥル・ネイチャー・オブ・オーガナイズド・クライムということでスベーチをいたしてまいりました。

そういうふうな今組織犯罪問題、それからその組織犯罪の本質とは一体何だということについて関心が深くございまして。特にロシアだとか中国だと、冷戦が終わりましたから体制が弱くなつて、そのためにマフィアがロシアでは席巻をしております。鉄の規律が強かつたころもマフィアがあつたというふうな説もありまして、ステンカ・ラーシジンがロシアではマフィアの元祖だなんて言われたりしておりますけれども、昔はストリートギャングであつたり、あるいはフィッシュ・マーケットという利権集団であつたりしまして、本格的なロシアでのマフィア活動は冷戦後でございまして。また中国では、国家安全部の研究機関の人が言つておりましたけれども、鄧小平の改革・開放が始まつた一九七八年末からばちばちこの組織犯罪問題が出てきて、今はもう手がつけられない状態にあるというふうなことでございまして、これは一に、特に中国の場合には役人の腐敗が大きな原因になつていようございまして。

そういうところから体制側の病理現象ということに着目しなければならぬんじゃないかと。また、さらに言えば、逆に宗教的な戒律の厳しい国、そういうところは組織犯罪問題というのは起る余地がないということからも、申し上げていふことが裏づけられようかというふうに存じます。

○橋本敦君 渡邊先生に次にお伺いしたいんですが、株主総会をいかに開かれたものとして活性化させるかという課題もこの改正法案とは別に大事な課題だと思ひます。株主総会白書が商事法務研究会から毎年発表されておりますけれども、九六年版によりまして、株主総会の所要時間が三十分以下が八割を占めているという現状、それから商法改正以後同じ日の時間に多くの会社の株主総会が集中して開かれるという傾向が助長されてきたということですね。九七年には東証一部上場の三月決算の会社のうち六月二十七日に集中したのが千七百六十六社で、全体の九七％ということですね。これは会社から見れば総会屋がいろんな会社に来られないようにしたいという思いもあるんですが、しかしそれで株主総会の活性化が全然できない逆の方に行つてしまつていっているという現象があるわけですね。

こういう状況をどう改善するのが必要かということ、どうお考えになつていらつしやいますでしょうか。

○参考人(渡邊君) 我々総会指導弁護士にとつてもこの集中化傾向というのは大変困つた現象でございまして、体一つでございましての年に一社しか指導できない、これは売り上げの激減につながつておるわけでございますが、それはさておきまして。

どの会社もどのトップもいいことと思つていないんですね。いいことと思つていないんですが、何も我が社が天にかわつて不義を討つようなまねをするとはあるまいという発想でございまして。ただ、最近ではあえて集中日を避けて、しかも土曜とか日曜日に家族連れでいらつしやい、あるいは終わった後に試食会をやります、ぜひおいでください、あるいはリクルートの大学生などの見学も許している、こういった会社もばつぱつと出始めている。大変結構なことだと思ひます。結局のところ、したがってトップの決断ということになつてきやうですね。

ただ、気持ちにはわかないではないんですが、

やっぱり自分のところだけのことしただけは何とか
まあと。我々も進言申し上げますが、明年の課題
ということになります。年に一遍のことをごさ
いますので、年が明けて三月ぐらいになつてく
と、まあ宿題はいただいたけれどもことしも一
遍従来どおりと、こういうことで行つてしまつて
いるということでございます。したがって、やは
り株主のものだという意識を持つておいでいた
くというところでやらないやうがなと思いま
すね。

ちよつと話が長くなりましたけれども、結局十
三時間半もかかった恐怖心というのがかなり根強
くあるように思ひます。

○橋本教君 もう一点先生にお伺いしたいと思
うんですが、かつての商法四百九十四条ですね、こ
れがございましたが、これはほとんど実際に機能
できなかった。これが一つは構成要件として「不
正ノ請託ヲ受ケ」、この問題にひつつかつて極め
て少数の、判例で言へば三件しかなかったとい
うこともあるんですが、四百九十七条ができてから
擴充も進んできた、こういう傾向があることは事
実ですね。

それで、年度の改正によって罰則強化だけでは
なくて、いわゆる利益の供与要求罪、威迫による供
与要求罪ができたということが総会屋の暗躍を規
制する上で大いに役立つと私は思ふ。私どもは思
ふんですが、企業の実態からしますと、やっ
ぱり事なかれ主義でおさめたいという意向が強い
と、これももうせつかつくの法改正も十分機能しな
いわけですね。

そのところを私は心配するんですが、そうい
うことと逆に、総会屋の方から、顔を出して物を
言つただけで私は要求していませんよと、威迫と
いつたて何もしない威迫したつもりありません
よと。先生がさつきおっしゃった、おたくの子供
さんかわいいですねと言つただけですよ。こう
いうことになりまして、せつかつくの法改正も社会
的機能を果たすというのはなかなか難しいとい
うことも出てくるんですね。

そこらあたり、そうなつちやいかぬのですが、
今度の法改正が総会屋の暗躍を少なくとも抑えて
いくという方向に機能していくために、企業の方
も責任を持つてきちつと報告するとか、今度の場
合は要求を受けた場合の報告義務なんというのは
法律上出てきませんでしただけでも、どういう運
用が具体的に企業も含めて必要だといふふうにお
考えでしょうか。

○参考人(渡邊顯君) 確かに御指摘のとおり、立
証上の問題はあろうかと思ひます。決して生易し
い話ではないんだらうと思ひます。実際に立件す
るとなれば大変なことだらうと思ひますが、た
だ、そういうことで警察当局と緊密な連絡を取り
合ふ。そうしますと、ここは警察とツーツーだ
となりまして彼らの足も遠のくものなんです。そ
の意味で非常に大きいなと思ひます。

それともう一つは、じや警察に連絡をして立件
されなかつたらお礼参りが怖いなと、こういうふ
うにもまたシュリンクするわけですね。これは、
もう正直言ひまして、会社自身がやはり会社法の
勉強をしてもらわぬといかぬと思ひます。つま
り、私どもが株主総会の乗り切り法などについて
いろいろと申し上げておりますけれども、どうも
総会のプロという担当者が多くいるわけですね。
今回の事件でもそういう方がいらつしやう。若
造の弁護士が何を言つてゐるんだと、そんな甘
いもんじやないやうな感じが、聞く耳を持
たないという傾向がなきにしもあらずなんです
ね。だからそういう意味では、やっぱり勉強して
いただかないといけなないと、勉強していただ
ければ乗り切れることはさほど難しいことではな
いんです。

実際に、従前にいろんな事件があつたときに、
手を切つて、そして手を切つたがゆえに総会屋が
わつと来たというケース、私も経験をしたしま
した。手を切つてからその御指導をすることに
なつたわけですが、実はもう株主総会に関連する
法律のイロハが発育不全で退化しちゃうんです
ね。つまりしゃんしゃん総会を頼んでいまして、

何のノウハもなくなつてしまふ。そういう傾向
がありますね。だから勉強してほしい。手を切つ
たところは三年ですね、経験的に言ひますと。三
年我慢すれば四年目からは平穩になります。

あと、三十分で終わつてゐるというの、これ
はやっぱり質問がないからなんです、つまり
散つてしまつて。そういうときには別シナリオか
何かを用意しまして、総会屋が来たときにはしよ
うがない、ある程度強硬な運営もやむを得ない。
総会屋がない場合にはもう少し柔軟にやつていく
というシナリオを二つぐらい用意して差しかえる
というやうなことをやつてもどうだらうと、こ
ういふふうに申し上げますが、当日緊張して混乱し
てわからなくなるからこれでいきますと、これが
実態なのでございませう。

○橋本教君 ありがとうございます。
○委員(長(風間)君) 以上で参考人に対する質疑
は終了いたしました。
参考人の方々に一言御礼のごあいさつを申し上
げます。

本日は、御多用のところ貴重な御意見をお述
べいただきまして、まことにありがとうございます。
本委員会を代表いたしまして厚く御礼申し
上げます。
午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時三十
分まで休憩いたします。

午後一時三十分開会
午後一時三十分開会
午後一時三十分開会

○委員長(風間)君) ただいまから法務委員会を
再開いたします。
休憩前に引き続き、商法及び株式会社法の監査等
に関する商法の特例に関する法律の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願ひます。
○釜本邦茂君 自民党の釜本でございます。引き

続き御苦勞までございませう。

さて、総会屋、企業倒産 損失補てん、不正融
資等々の言葉が朝起きてから夜目を閉じるまで
入つてくる今日でございます。既に昭和五十六年
にこのような総会屋を根絶するための商法四百九
十七条が制定されたといふことですが、その経緯
について教えていただきたいと思います。

○政府委員(森脇勝君) 商法四百九十七条の利益
供与罪は昭和五十六年の商法改正で新設されたも
のでございませう。

その経緯でございますが、その時点におきまし
ても総会屋の活動が激しいものでございまして、こ
れが一般株主を総会から遠ざけ、総会屋に仕切ら
れた株主総会という形で株主総会が形骸化された
存在になつていつたわけでございます。そうした
中で総会屋対策としての法整備の必要が指摘され
たわけでございます。

実は、この昭和五十六年商法改正前は会社荒ら
し等に関する贈収賄の規定、現在の四百九十四条
がございました。これは株主総会における発言ま
たは議決権の行使に關して不正の請託を受けて財
産上の利益の收受をした者を処罰するという規定
でございました。この不正の請託があつた場合に
限り処罰が認められるといふことにとどまつたわ
けでございますが、このように総会屋がはびこる
のはこれを利用する会社側にも責任があるのでは
ないか、会社側の不正支出行為を規制しなければ
根本的な対策にはならないのではないかと考えら
れたわけでございます。そうした経緯から昭和五
十六年にこの利益供与罪の新設に至つたといふ
うに認識しておるところでございます。

○釜本邦茂君 当時といつたしましては関係者の皆
さん方のお力で本場にベストの知恵を絞つたとい
うにもかかわらず、昭和五十六年以降もやはり依
然として総会屋を根絶することができなかった
、そしてそれが今日に至つてゐるというところでござ
いませうが、なぜ総会屋を根絶することができな
かつたのでしやうか。

○政府委員(森脇勝君) この昭和五十六年の商法

四百九十七条の新設によりましてそれ以降総会屋の数が減った等の法律効果というものは一応上がったのではないかと認識しております。ところが、現に最近これだけ総会屋が活動する事件というのが摘発されております。したがって、総会屋を根絶するには至らなかったというものは認めざるを得ないわけでございます。

その原因でございますが、これはいろいろあるかと思ひますが、会社が自己の会社のスキャンダル等を流布されないといつたいわば防衛的な態度から総会屋に安易に妥協する、あるいはできるだけ議論をせずに株主総会を終わらせようといった風潮、経営陣の意識の問題といったようなものが現在まで総会屋を根絶できない原因だったのではないかと、この四百九十七条の刑罰が十分な犯罪抑止力を持たなかったという面があるのかもしれないというふうにも考えております。

○蓋本邦茂君 前回の法改正が総会屋の根絶のために全くなかったとは言いがたいというぐあいには思ひますが、今回の法改正ではどのような点が総会屋の根絶のために効果的であるとお考えであるのでしょうか、お聞かせください。

○政府委員(原田明夫君) お答え申し上げます。御指摘のとおり、昭和五十六年の商法改正後、利益供与あるいは受供与という罪によりまして二百名以上の者が起訴される一方、総会屋として把握されている者の数も五十六年以降減少しているというところで、これらの罪を新設いたしました法改正、そのもとにおきまして捜査当局としても活動させていたことはそれなりに一定の効果を上げたものと考えているのでございますけれども、最近の状況を踏まえまして、やはりその抑止力という観点から若干の問題があったのではないかと意識されてきたというふうには考えております。その上で、今回の改正による罰則の強化が実現されますと、この種の犯罪の撲滅にさらに相当な効果が上がるというふうに考えている

わけでございます。

その幾つかの中身でございますが、まず利益供与・受供与罪等の法定刑が大幅に引き上げられることとなります。つまり、立法院におきましてこの種の犯罪が非常に重くとらえられているということの国家意思の表明がそこできられるわけでございます。これにつきましては捜査当局、またこの種の事象に携わるすべての者がそのように理解してまいるといふふうに考えるのでございます。

また、新たに利益供与を要求する罪を設けていただくというものを提案しております。会社側がいわゆる総会屋から不当な要求を受けた段階で直ちにこれを捜査当局に届け出ましてその処罰を求めることができるようになるわけでございます。これによりまして、会社の関係者といつたしましては総会屋に対して毅然たる対応をとることがより容易になるというふうに考えております。

また、あわせまして、威迫を伴つて利益供与を要求したりあるいは受けたりする罪を新設いたしました。その懲役刑の上限を五年とするものが提案されております。こうした悪質な態様の行為に一層厳正に対処するということが可能となる上、この場合は公訴時効期間も従来の三年より長い五年とされることになりまして、これらを合わせますと私どもといたしましては相当な抑止力が生ずるものというふうに考えます。

○蓋本邦茂君 総会屋というものが要求する、また威嚇するというようなことにおきましては、やはり警察当局と企業側とがきつと手を携えていかなければいけないことじやないかというぐあいには思ひます。

今回の商法等の改正以外に、総会屋対策のために有効な法整備として法務省は何かお考えがあるのでしょうか。

○政府委員(原田明夫君) 今回御提案させていただいております商法改正以外では、組織的な犯罪に対処するための刑事法の整備について現在検討を続けさせていただいてるところでございます。

す。本年九月十日に法制審議会の答申を受けまして、できるだけ早く国会に御提案させていただくために作業を続けさせていただいてるものがございます。

その内容の一部といたしまして、いわゆる反社会的な各種の勢力がございまして、それらの勢力のいわば正当な社会活動、経済活動への侵入を阻止するということなどを主要な目的といたしまして、犯罪によつて得られた利益について適切な規制を行うということが考えられております。そして、犯罪によつて得られた利益を隠したりあるいは収受したり、これらは国際的にもマネーロンダリング行為ということで意識されて、各国共通の立場で規制していこうという中の一環であるわけでございますが、そのようなマネーロンダリング行為を直接処罰する規定の新設や、また犯罪によつて得られた利益の没収・追徴制度をより充実していこうという立場からの規定が盛り込まれることとなると考えております。

そのようなことにより、商法上のいわゆる総会屋等をめぐる犯罪に関しましてはこれらの規制の対象とすることとされておまして、かかる規制によりましてより一層効果は期待できるものというふうに考えている次第でございます。

○蓋本邦茂君 では次に、株主総会や総会屋に対する会社側の意識の問題について何点かお聞きしたいというぐあいには思ひます。

テレビ、新聞報道等によりまして、毎年株主総会が一定の日に集中して開かれるようでございますけれども、このようなこと自体が問題であるというように私は思ふわけでございます。この点について法務省としてはどのようにお考えであるのか、お聞かせください。

○政府委員(森脇勝君) 会社は毎年一回一定の時期に定時株主総会を招集しなければならぬという規定になっております。その定時総会を招集するためには、株主を確定する必要があるわけでございます。そのためには、株主名簿を閉鎖するか、あるいは株主確定の基準時を設ける必要があるわけでござ

います。この株主名簿の閉鎖期間及び基準日が効力を有する期間は三月を超えなことができないと、こういう規定になっております。世上、三月末が決算期であるという会社が大半多いわけでございまして、これらの会社におきましては決算期の三月末、すなわち六月の末ごろの一定期間に株主総会が集中してしまつたというのは法制上やむを得ない面があると思つております。

ただ、これも新聞等で、大会社が特定の日の特定の時間に株主総会を開催するといふようなことが報ぜられておるところでございます。これにつきましましては、定時総会の開催日が特定の日になると、複数の会社の株式を所有している株主にとつては株主総会への出席及び発言等の機会が奪われるということになるわけでございまして、六月のある程度の期間といふ中でも日をずらす、あるいは時間をずらすといったような工夫をした上で、こうした株主の権利保護の観点から経営者が行動をとる必要があるのではないかと、このように考えておるところでございます。

○蓋本邦茂君 聞くところによりますと、株主総会の平均的な所要時間が三十分以内でしやんと終つてしまつたというふうなことでございまして、知る限りで結構でございますが、この数年間の平均所要時間というのは大体どれぐらいなのでしょう。

○政府委員(森脇勝君) 上場会社の一部でございますが、千九百二十七社について最近五カ年の株主総会の平均所要時間を調べたものがございまして、それによりますと、平成五年は平均いたしまして二十八分、平成六年は二十五分、平成七年は二十七分、平成八年は二十六分、平成九年は二十九分というところで、おおむね三十分以内と平均時間はなつておるところでございます。

○蓋本邦茂君 今お聞きしましたように、本当に短時間で済ませようという傾向でございますが、企業の一年間の総決算である株主総会で何も意見がないということは社会常識では考えられないというふうに思ひます。

よくマスコミ等で予算委員会云々という中で、橋本総理などは体調を崩していても一日じゅうくぎづけで議論され、それが数日続くということでごさいますし、また私たちのサツカーの場合においても、九十分間で決着がつかない場合、延長戦を三十分やる、本場に体力の限りすべてをさらけ出して勝負を決するというような、これはまた別問題のことかも知れませんが、そういうことで十分な論議を尽くすということが当たり前だというぐあいには思っています。

そういう株主総会の形骸化を防ぐための方策として、最低の所要時間を法律で規定するということは立法技術的に見て非常に難しいことかも知れませんが、今までどのように改善されてきたか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(森脇勝君) 株主は会社の所有者でありますし、株主総会は会社の最高意思決定機関でございますから、そこで株主が質問をし、また経営者がそれに対して真摯に答えるということをし、繰り返していくことが株主総会を活性化させる必須の要件ではないかというふうに考えておるところでございます。

そこで、株主総会の形骸化を防ぐということのために、少数株主に株主総会での議案の提出権を認めたとか、取締役及び監査役に株主からの質問に対して説明する義務を課した、あるいは総会の混乱防止のために、議長に秩序を維持し議事を整理するとともに秩序を乱す者を退場させる権限を与えたといったような改正を加えてきたところがございます。

委員御提案の、株主総会に要する時間を法定するという考えでございますが、これはそれぞれの会社の規模あるいは出席株主の人数、議題の数あるいは議題の内容といったことによつて所要時間というのは定まってくるものだろうと思っておりますので、一律に最低の所要時間を法定するというのは妥当ではないのではないかとこのように考えておるところでございます。

○釜本邦茂君 総会屋に対する利益供与等の捜査

の発端は監査役による監査の結果ではないと聞いておりますが、それは監査役による監査が十分に行われていないということの意味しているのではないのでしょうか。その原因には監査役の人事がほとんど経営のトップの意向で決まっているという点にあるのではないかと考えますが、この点について法務省はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(森脇勝君) 確かに監査役の選任については、代表取締役が提出する選任議案に基づきまして株主総会において決定される、こういう仕組みになっております。この場合に、その選任議案を提出できる代表取締役の意向が強く反映するのではないかと、これを減殺する必要があるのではないかとという観点もございまして、監査役に対して、株主総会において監査役の選任について意見を述べることで規定を用意したところでございます。その旨の改正がなされたところでございます。

また、平成五年には、大会社についてではございますが、社外監査役の制度を採用していただきました。これによつて第三者的立場から経営トップに対して意見を述べることでできるようになりました。これが期待されているところでございます。

現在、仮に代表取締役の顔をうかがって適正な監査がなされない、それが経営トップの人事に基づくものであるとするならば、それはどちらかというと経営者の意識の誤りでございまして、会社のために適正な意見を述べてもらう、これが本当に会社の発展のためにつながるんだと、こういう意識を経営者の方に持っていただく必要があるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○釜本邦茂君 今、社外監査役制度の活用ということが述べられましたけれども、現在、大会社の監査役は三人以上、そのうち一人は社外監査役とされておりますが、その社外監査役をもっとよやすべきではないでしょうか。いかがなものでしょうか。

○政府委員(森脇勝君) 社外監査役制度は、確

かに第三者的な人物を監査役の中に加えることによりまして監査の判断の適正を図り、監査の実効性を確保しようというねらいに基づいたものでございまして。したがって、社外監査役をふやすということはより客観的な監査を期待するということになる一面がございまして、その反面、社外監査役は社内の実情になれておりませんで、むしろ社内出身の監査役の方が会社の業務執行に通じている、また監査の要点を心得ることができるといった立場にございまして、社内の実情に詳しい社内出身者というものも必要でございまして。

そこで社外監査役を増加させるということとは、社内の実情に詳しい社内出身者の監査役を減少するというところでございまして、その結果として監査の形骸化を生じはしないか、あるいはそれだけの数の社外監査役選任者がいるんだらうかといったような議論がございまして、平成五年の時点では三人のうちの一人以上と、こういう規定にいたしましたところでございます。

○釜本邦茂君 今、金融、証券、それからまた企業におけるこういった総会屋の問題に対して、一般の人々というものは本当に驚きとともに恐れおののいていてという点もあらうかというぐあいに思っています。今回のこの法改正によりまして、総会屋と言われる人たちが本当に根絶できるようになればというふうに思っています。

最後に、この総会屋の問題に対して、法務省を含め政府全体としてどのように取り組んでいかれるのか、大臣の御決意をお聞かせ願いたいと思っております。

○国務大臣(下村兼吉君) この委員会におきましても、総会屋の問題に関連いたしました商法改正の御議論が熱心に行われていたところでございまして、いわゆる総会屋という言葉は私は本当はあつてはならない言葉だと思っております。昭和三十年代ごろには五、六千人ぐらいたったというふうに記憶しておりますけれども、だんだん減りまして千七百になり、今は千名ぐらいたつと。要するに、株主総会に寄生しまして反社会的な行為を繰

り返している存在が総会屋でございまして、こういうふうな人たちの根絶を図らなくちゃならないというのは、これはもう私たちの願いでございますし、何とか実現したい。

そこで、今回の一連の総会屋の事件を振り返つてみまして一つの特徴的なことは、今までは会社の総務部の人たちが責任を追及されていたというのが大体のところであつた。今回は総務部じゃなくて企業の最高責任者が直接責任を問われたというふうなところに特色があるわけでございまして、いわゆるしつば切りの段階ではなくて本腰まで進んできた。私ももういゆる企業の責任者の方々にいろいろ総会屋対策についてお願いすることも多いわけでございましてけれども、やはり企業のトップの方々が、これじゃいかぬ、何とか本腰で取り組まなければならないというふうな気分を感じておられるのを私はひしひしと実感しているわけでございまして。

そういうふうな総会屋根絶のために政府全体の施策といたしましては、既に御承知のとおり、関係閣僚会議を本年の九月五日に開きまして総会屋対策要綱を決めました。さらに十月二十八日には、業界団体における企業経営者の意識改革を支援するなどの諸対策を決めまして、一層推進している最中でございまして、それぞれの省庁に対応する団体なり企業なりいろいろお話を進めて、政府全体として今この対策に取り組んでいる最中でございまして。

そういうふうな中で法務省も、ただいま御審議いただいておりますように商法の罰則の強化を中心とする商法の改正でございまして、あるいは、ただいま刑事局長からその一部を説明いたしました。組織的な犯罪に対処するための刑事法の整備という法律面の整備が一つございまして、それからまた具体的には、検察当局におきます総会屋等の犯罪に対する徹底した処置というふうないわゆる法執行面からの厳正な対処という問題がございます。

それから、法務省といたしましては、日弁連、

日本弁護士連合会に對しまして總會屋問題について一層積極的に対応してもらいたいという要望もいたしまして、日弁連もそれをお受けいただきまして、管下の弁護士会に連絡を出されて、積極的に企業等々からの相談があつたら対応するようにというふうな対応もしていただいております。

さらに、私みずから、官房長官及び関係閣僚とともに、経団連初め十二団体のトップの方々へ直接お会いいたしまして、總會屋と絶縁するように要請をいたしました。

釜本委員御指摘のとおり、總會の時間が短過ぎるじやないか、形式的じやないかというふうなお話もし、国会では総理以下一日張りついで審議に應じておられます、それぐらいの気概でやりになつたらどうですかという具体的な話までそういう御相談の会議で出たことも事実でございます。私冒頭に申し上げましたように、やはりせっかくの機会、もうこの機会を逃して總會屋の根絶はないと。逆に言いますと、あのような検査の検査という処置を受けますと社会的な信用も失墜するので、会社の再建にも相当の期間がかかるというふうなこともおっしゃっているんです。

そういうふうなことでございますから、今が總會屋を根絶する時期ではなからうかというふうなことで取り組んでおられるようにも見受けまします、それ等々総合的に対策を推進して、もう總會屋という言葉がなくなるように、そういうふうなところまで推進してまいりたい、このように思います。

○釜本邦茂君 ありがとうございます。

○魚住裕一郎君 平成会の魚住裕一郎でございます。

今週は総理がカナダに行っておられて、APERCが開催をされました。総理の活躍あるいは記者会見におけるパフォーマンス等とは裏腹に、アメリカの新聞でどうか、一面にグッドバイ・ジャパン・インクという大きな見出しで、山一証券社長涙の顔写真が写っております。本当に今の日本の状況を物語るような状況だな、日本の企業

と暗黒社会とのつき合いが日本社会の不透明さと相まって非常に日本のイメージを悪くしているのではないかなと私は思っております。

また一方、法律学の一部を学んできた者として、昭和四十年代後半ですか、一株運動とかあるいは企業の社会的責任ということが非常に議論されました。そしてまた、昭和五十年代半ばにおいてこの利益供与についての改正がなされました。それから十五年たつてゐるわけでございますけれども、いまだにこのようなことを議論しなきゃならないということは非常に私は残念に思っております。

ところで、外国にはいわゆる總會屋がないというふう聞いております。これはなぜなんだろうとかというふうにも私なかなか考えあぐねてゐるところでございますが、ある意味では日本の特殊性というもののなかというふうなふうに思ひます。

その辺のところについて、警察の実務経験の長い、そしてまた法秩序維持に御造詣が深い法務大臣の御認識をお教えいただければ幸いです。

○國務大臣(下村兼吉君) おっしゃるようには、外国には總會屋なるものの存在はございません。ただ、正確に申し上げておきますと、ドイツではいわゆる議決権の買い取りにつきまして当事者を処罰する法律がございますし、フランスでも似たような法律がございますが、いわゆる總會屋なるものの存在は日本の特有なものだと思ひます。

そこで、じやどういふふうな理由だろうかというところでございますが、欧米諸国の経営者と比較いたしまして、我が国の経営者というのは会社の体面を保つために安易に總會屋に妥協している面があるんじゃないか。例えば、個人的なスキャンダルだとかあるいは会社の不祥事等々に関連いたしまして、そういうふうな話があるとやはり会社の体面を保つために安易に妥協する。そしてまた、株主總會におきましても、本来ならばやはり株主總會というのは堂々と時間をかけて、場合によっては何日やつたつて構わないわけですから、

一年に一回の總會でございますので、そういうような形で、会社はだれのものかという議論がございますが、株主と経営者との間で意思が十分通じて、そして健全な会社の運営が行われる、そういうふうな形が私は望ましいと思ひます。

ところが、そういうふうなことではなくて、できるだけ余り議論しないで、政府委員から今話がございますように、上場企業の千五百社が平均して三十分足らずで行われるというふうな実態等々というのは私は望ましい株主總會のあり方ではない、このように思ひます。

そういうふうなことで、基本的には企業の風土と申しますか、そういうふうなものが總會屋を生む温床になつてゐるのではないか、こういうふうな推測いたしております。

また、反面から申し上げますと、今お願いいたしておりますような面で罰則規定が抑止力として果たして十分機能したかどうか。これは基本的な問題じやございせんけれども、そういうふうな側面もやはりあるんじゃないだろうか、このように思ひます。

○魚住裕一郎君 おとといこの委員会では本法律案の審議がなされました。その日にちようど野村証券の利益供与事件初公判がありまして、夕刊では各紙いろいろな形で検査側冒頭陳述の要旨というところが載つておりました。私も興味深く二、三読ませていただきました。私の手元にあるのは読売新聞のまとめなんですけれども、「小池隆一の總會屋としての活動状況等」についてという項目の中で、今までの總會屋活動というふうな項目、それがずっと載つております。

昭和五十六年くらいまでは大体賛助金目当てに企業に出入りをしてゐた。それから、商法改正が施行されたことを契機に一時總會屋としての活動を停止し、また五十九年から再開をしてゐると。それから、その後においては、賛助金目下にお金をもちろつというところではなくして、總會屋が発行する情報誌を、これは企業側ですが、情報誌を購入し、また購読料目下現金を供与、さらには飲

食費のツケ回し、さらには転換社債や新規公開株の発行ラッシュを迎え相当程度プレミアムが見込まれる商品等を供与してきた。非常にこの冒頭陳述書の中で今までの動きがずっと、随分手口が巧妙になつてきたというのが本當によくわかるのであります。

昭和五十六年の改正のときに、六月二日ですが、当参議院の法務委員会でも附帯決議をし、總會屋のばつこがないように、また形式的な、形骸化した株主總會にならないようにということで努力せよという趣旨の附帯決議もつきました。この手口が巧妙になつてきた、あるいは額が大きくなつてきた、あるいは法務大臣先ほどおっしゃつたようなトップまで行くようになってきたと。

それにつきまして、法務省あるいは警察においてどのようにこの十五年間ごらんになつてきたのか。そしてまた、何ゆゑこの十五年間逆い言へば放置してきたのかという疑問もございまして、その辺のところをお教えいただきたいと思います。

○説明員(吉戒修一君) お答え申し上げます。

いわゆる總會屋をめぐる事犯の動向についてでございますが、昭和五十六年の商法改正後、利益供与罪、それから受供与罪によりまして二百名以上の者が起訴されております。他方、いわゆる總會屋として把握されてゐる者の数が昭和五十六年当時警察の調べで一千七百名だつたと。ところが最近では一千名というふうな減少してゐると聞いております。したがしまして、昭和五十六年の改正によりまして、利益供与罪等の新設をした法の摘発活動、これは一定の効果を上げてゐるというふうな考えております。

しかしながら、委員御指摘のとおり最近の事件では利益の供与額が極めて巨額でございます。また手口も巧妙化しております。それから、金融機関等の最高幹部が関与いたしまして会社ぐるみで犯行に及ぶというふうな悪質、重大化が進んでおります。

したが、いまして、総会屋の活動が我が国の経済社会に深く浸透したとして、これを内側からむしりばみつつある状況が認められる。そういった事実と、総会屋をめぐる事犯に對します現在の商法等の罰則の規定が現在におきましては十分な犯罪抑止力を持っていないということが明らかになつたというふうに考えます。

そこで、いわゆる総会屋の根絶を図るとともに、会社経営の健全性を確保いたしますために、株主の権利の行使に關する利益供与罪及び受供与罪等の罰則の強化が緊急の課題になつたということから、今回の罰則強化の法案の提出をいたしまして、法案の御審議をお願いしているということとさせていただきます。

○魚住裕一郎君 警察の方も。

○説明員(宮本和夫君) 総会屋が企業から不正に利益を受ける手口につきましては、商法改正以前におきましては、祝儀とか会費とか寄附等、名目はさまざまものがあつたにせよ、企業から直接現金を受け取る形態が多く見られたところでございますが、最近の検挙事例等を見ますと、つき合といふ称した情報誌の講読要求を初め、広告掲載要求、また下請参入要求、融資要求など、いろいろな名目で経済取引を装いつつ不当要求を行つていく実態にございます。

また、昭和五十六年以降一たん企業の側が総会屋と縁を切つた後も、長時間総会などが行われて、それを乗り切るためにということで、悪質な総会屋の活動実態を見せつけてまた関係を再開する、このような実態も見られるところでございまして、複雑巧妙化、悪質化がうかがわれる状況でございます。

そこで、警察といたしましては、従前より暴力団、総会屋等に対する徹底した取り締まりとあわせまして、各種経済団体の会合や各都道府県に設置されている企業防衛協議会等の場合など、あらゆる機会を利用して企業トップに暴力団、総会屋等への毅然とした対応を促すなど、企業や業界団体に対する指導に努めてきたところでございます。

今後とも、総会屋の活動の実態を十分に把握をし、刑罰法令に犯れる行為につきましては徹底検査に努めるとともに、企業と連携をして総会屋に對する取り締まり、排除の徹底を図つてまいりたいと考えております。

○魚住裕一郎君 それから、この冒頭陳述の中で、要旨でありますけれども、総会のあり方に関しても若干載つておりました。「従来から、株主総会の議事運営が混乱して長時間に及べば、同社の信用を損なうことになり、議長役を務める同社社長や列席する役員も問われかねない」との認識の下に」という表現なんですが、ある意味では、先ほどから出ておりますけれども、長時間かけても、たとえ百四十ページに及ぶ質問状が来ても、それをきちつと議論をしていけばいいわけであつて、その辺の認識という心理状態というのとはなかなか理解しがたい。逆の言い方ではありますけれども、襲め殺しにおびえた政治家もあられましたけれども、それと同じような心象風景なのかなと思ひます。

そこで、もう何回も出ていますけれども、株主総会の本来あるべき姿というものを法務省としてはお考えになつておられるのか、もう一度ちよつとお教えいただきたいと思ひます。

○説明員(吉成修一君) お答え申し上げます。

株主総会は、会社の所有者である株主によつて構成される会社の最高意思決定機関でございます。そこでは、いわゆる利益処分案、すなわち配当決議案とか役員選任決議案等の審議がされるわけでございます。株主に十分な発言の機会を与える、あるいは会社経営に對する株主からの質問には真摯に答えるというふうな、株主総会につきましても十分な時間を確保してこれを活性化するということが株主総会のあるべき姿ではないかというふうに考えております。

また、委員御指摘のとおり、株主との質疑応答を回避しないという姿勢も極めて重要でございます。これを貫くことが総会屋の介入を防ぐこと

になるというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 まさにおっしゃるとおりだと思います。

そこで、本来あるべき姿にするために、本来、私企業、そしてオーナーと経営者という関係でございまして、ある意味では民間の利益調整というふうな、本来的には会社という組織法ではありますけれども、民間の問題として対処すべきではないか。むやみやたらに国家の刑罰権をもつて、あるいはそれを重くして本来あるべき姿を追い求めるというのは筋ではないか。本来のありべき姿を求めて株主あるいは民間がとるべき手段があるのであれば、それをどう活用をすべきであるというふうに私は思つております。

そんな中で、一つの重要な民間の手段であります株主代表訴訟につきまして、先般も若干触れられたようにございまして、いろいろな制限というふうでございまして、そういう方向で検討している政界もあるようにございまして、その点につきまして若干お聞きをしたいというふうに思ひます。

まず、この株主代表訴訟について、特に原告につきまして訴訟の原因になつた行為の株主に限定すべきではないか、そういう意見もあるようにございまして、法務省のお考え、もう一度ちよつと教えていただけますか。

○説明員(吉成修一君) お答え申し上げます。

株主代表訴訟といふのは、会社が取締役の会社に対する責任を追及する訴えの提起を怠つてゐる場合に、株主が会社にかかりまして取締役の責任を追及する訴えのことでございまして、商法二百六十七条に規定がございまして、この株主代表訴訟の機能は、取締役の違法行為によつて生じた会社の損害を回復するとともに、取締役が法令に従つて適正な業務執行を行うことを確保するため極めて有効な手段として機能しているわけでございます。

今御指摘ございましたように、最近発覚いたしましたいわゆる総会屋に對する利益供与事件に關

しても、数件の株主代表訴訟が提起されているというふう聞いております。このことから申しましても、株主代表訴訟制度は、利益供与等の違法行為に對する監督は正手段として十分に機能しているというふうに考えております。

委員今御指摘のとおり、代表訴訟のあり方につきましても、原告適格を制限するというふうな御意見もございまして、いろいろな御意見がございまして、先ほど申し上げましたように、代表訴訟に伴います監督は正機能という機能が損なわれないように配慮するということが極めて重要ではないかというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 今法務省の方からは、代表訴訟の機能という観点から限定すべきではないというふうな意見表明がございましたけれども、本来、危ないところを知つていてそこに近寄ればその責任だといふふうに見えるわけですね。ただ、そのことは、危ないことが一般の方によくわかつてゐる、あるいは投資家によくわかつてゐるということが大前提であつて、それを知らせずに投資家の皆さん株を買つてくだされといふのは、ある意味じゃ詐欺みたいなものでありますから、やはり私はその辺もきちつと理解すべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○説明員(吉成修一君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおりでございます。行為當時、いわゆる取締役の行為當時に制限するといふ考えをとりますと、その行為の時点がいつなのか、あるいはその損害の発生時をとらなくてはならないかという議論がございまして、それから、委員今御指摘のとおり、そもそもその取締役の行為あるいは損害の発生というものが株主に十分に開示されてこそ初めてそのような制限も可能になつてゐるわけでございます。その点の配慮を欠いたまま単に行爲時にするといふことはいさか問題があるかというふうに考えます。

○魚住裕一郎君 今、山一証券で簿外債務というのがやたらに有名になりましたけれども、あれは

普通の貸借対照表とか、いわゆる営業報告書なり財務諸表は出てこないものだと私は思うんですね。それを幾ら開示しても出てこない。そうすると、それはやはりきちっと責任追及しなきゃいけない。先ほどおっしゃったように、機能を十全に果たすべきである。そう考えたら、訴訟を原因行為時の株主に限定するのはやはり不当ではないか。逆に言えば、もっと情報開示をきちっとやるべきではないかというふうに思うわけでありま

す。それから次に、株主が会社に訴訟を起こしてくださいという形で通知して、熟慮期間というんですか、今は三十日でございますが、これを六十日にしようという御意見もあるやに聞いております。

そうしたところ、この間、十一月八日でしょうか、毎日新聞の報道に、第一勧銀の元副頭取ら三人、「敗訴に備え財産隠し」というような記事が載っております。かなり多額の代表訴訟が予定されている段階での行為のようであります。しかも、通知をしてから一カ月ぐらいたまどめて奥さん名義にした、あるいは長男が親族に贈与した形にしているというようなことなんです。そうすると、これを三十日から六十日にしようなんという意見は、ほとんど隠してくださいというよううな、そういう動きになってしまふんではなからうかというふうに大変私は危惧をするところでございます。

まず、財産隠しというこの件につきまして、法務省は御存じでしょうか。また、私の微管によれば執行免脱罪も出てくるんじゃないだろうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(原田明夫君) 御指摘のような報道がなされたことは私も承知しております。また、また検察当局としても承知いたしておると存じます。ただ、この報道によりまして、一定の事実を想定して、直ちに委員御指摘のような犯罪の成否を問えるかどうかという点に關しまして、法務当局としてのお答えは差し控えさせていただきます。

かなければならないと存じます。

ただ、委員のお立場として、まさに世の中にさまざまな事態があるときに、強制執行免脱というようなことがある程度行われている、そういうものに対する問題意識を背景での御指摘だと思ひます。その点を含めまして、検察当局といたしましては、どのような事項について捜査するかというふうな点につきましてはあらかじめ明らかにするということはないと存じますが、一般論ということとで申し上げます。事実関係を証拠に基づいて認定いたしまして、必要があれば適正な処分をするだろうというふうに考えます。

○魚住裕一郎君 これとの関係で、非常に会社経営者としてはもうとんでもない、倫理にもとるというふうにはいかは言ひようがないと思ひておりましたところ、けさの東京新聞に、山一の前会長、きよう参議院にお見えになっておりますけれども、元会長、「自社株を大量売却」というような記事が載っております。「二人で六十万株近くインサイダー取引か」と。かつ、今の山一の経営陣は社内調査に着手して、トップにあるまじき背任的行為として刑事告訴の検討も始めている、こういう記事が載っております。

ちようどきようは予算委員会の参考人での前会長にお見えいただいたので、恐らくこれも話題になったんだろうというふうに思ひますけれども、法務省として会社の経営者、トップの倫理というか、これはどのように考え、またどのようにその倫理向上を図っているかとされているのか、その辺、御所見があればお教えいただきたいと思ひます。

○説明員(吉成修一君) 御指摘のような山一証券の問題につきましては、今お示しのとおりの新聞報道以上のことは承知いたしておりますので、一般論としてお答えさせていただきますと思ひます。

御承知のとおり、株式会社社の取締役、これは株主総会によって選任されます。株主によって会社の経営を委任されたということで、株主のために

法令定款に従って適正にその職務を執行しなければならぬ義務がござります。そして、このような取締役の職務の執行の適正を担保いたしますために、取締役には忠実義務でありますとかあるいは善管注意義務というふうなものも設けられておまして、これに違反した場合には、それによってまた会社が損害をこうむつたのであれば、その行為をした取締役は連帯してその損害を賠償する責任を負うというふうな規定もござります。また、その責任を追及する制度といたしまして、先ほどから御指摘の株主代表訴訟の制度も設けられているところでございます。

また、取締役がその職務を行うにつきまして、悪意または重大過失があったときは、会社以外の第三者に対しても損害賠償責任を負うというふうな規定が置かれております。

したがしまして、このように取締役の責任及び義務は極めて重大でござりますので、企業経営者といましては、適正な業務執行に対する違法精神を持って企業経営に当たるべきではないかというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 ところで、先ほど会社の健全化のための機能というふうなお話ございましたけれども、人によつてはこれは乱訴が出てくるのではないかと危惧をされる方がおります。特に、手続手数料といひますか、訴状に張りつける印紙の額が八千二百円になつてからは非常に多いんじゃないかというふうな指摘がござります。

そこで、このいわゆる株主代表訴訟の件数でございまして、裁判所にお見えでしょうか。ここ数年の件数、もう既に出てくるかもしれないんですが、再度お教えいただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(石垣君雄君) この株主代表訴訟の係属件数の調査は、実は平成五年から始めておりますが、平成五年から平成八年までの毎年毎年の係属件数を申し上げたいと思ひます。

平成五年末の係属件数ですが、高裁が十件、地裁が七十四件、合計八十四件。平成六年末の係属件数は、高裁が十二件、地裁が百三十三件、合計

百四十五件。平成七年末の係属件数は、高裁が十六件、地裁が百五十八件、合計百七十四件。平成八年末の係属件数は、高裁が十四件、地裁が百七十四件、合計百八十八件。こういう状況でございます。

○魚住裕一郎君 ちよつと確認しますが、今係属件数という表現でございしますが、これは新しく事件を受けて、判決なり、とにかく事件が終了してない事件数を集めたということであつて、新たに申し立てがあつた、訴え提起があつたということではないんですね。

○最高裁判所長官代理人(石垣君雄君) ただいま委員仰せのとおりでございます。今申し上げた数字は、毎年毎年のいわば未済件数といひますか、現に係属している件数でござります。その関連で、つい最近でございますが、平成八年の新受件数はわかつておりますが、これで申しますと高裁が十一件、地裁が七十一件、合計八十二件が新受件数でござりました。

○魚住裕一郎君 この平成五年末から平成六年末、かなり大幅にふえているように見えるんですが、これは先ほどの印紙額の問題と関連しますか。

○最高裁判所長官代理人(石垣君雄君) この調査を始めましたきっかけの一つは、印紙額の変更ということがあつたかと思ひますが、客観的な事実として、平成五年末が合計で八十四件でありましたものが、平成六年末が百四十五件になつてい、こういうことでございます。

○魚住裕一郎君 印紙額が下がつても実際には乱訴を防ぐ手だてはあると思ひます。

それは、被告となつた取締役あるいは元取締役側、要するに被告側から、担保提供してくださいよと、そういう申し立てがなされ、かつそれが事実上乱訴を防ぐ本当に実効的な手段になつてい、るんではないかというふうに考えられるんですが、この担保提供命令の数であるとか、お教えいただけますか。

○最高裁判所長官代理人(石垣君雄君) 委員せつ

かくのお尋ねでございますが、担保提供命令はいわば決定の一つでございますが、担保提供命令という形で格別の統計をとっておりません。

○魚住裕一郎君 それと同時に、具体的な額というのはいくらに決められるのかわかりませんが、訴訟物としての訴額自体が数千万あるいは数億になる場合、これは担保といつても五万や十萬の話ではないと思うんですが、大体どのような形で決められて、大体どのような額に決定されているものなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(石垣雄雄君) 担保提供命令そのものは命令を発する要件があるわけでございまして、各裁判体がそれぞれの要件に従って判断をしているという以上のことを申し上げることが現段階ではできませんので、御了承いただきたいと思ひます。

○魚住裕一郎君 私が読んだ物の本の中では、要求される担保はかなり高額である、ほとんどの事件で一千万、多いもので一億以上の担保の提供が要求されておりますというふうなことでございまして、ですから、わずか八千二百円の手数料で何十億というような請求ができるというのはおかしいのではないかと、いふようなことを言われておりますけれども、現実には、代表訴訟を提起した側としては、とにかく実体審理に入るためには相当額の経済的な費用を負担する覚悟が必要ではないか。

結果として、訴え提起をする場合は、例えば被告一名について一千万の担保が必要だといふようなことも想定して、最初から被告とすべき取締役を厳選してから訴訟を提起する。あるいは当初は多くの取締役を被告として訴えても、その後担保提供の申し立てがなされて、それによって問題の行為に直接かかわった者だけに絞って訴訟に係属されるというのが実態のようではございませんか。

私も、この乱訴に対応するものとして実務的にも非常にすぐれた対応ではなからうかなというふうに思っております。現代代表訴訟における乱訴の問題について法務省としてどの

ような御見解をお持ちしているか、お聞きしたいと思ひます。

○説明員(吉戒修一君) お答え申し上げます。代表訴訟の改正につきましては、平成五年の改正時にもいろいろ御意見がございました。その中で、乱訴になるのではないかと、いふような御指摘もございましたけれども、私どももいたしましては担保提供制度が適正に運営されれば乱訴の事態は起こらないといふふうに考えておりましたところ、委員御指摘のとおり、担保提供制度がその後適正に運用されているといふふうなところから、例えば刑事事件になったものが代表訴訟の形で起こされるという形でありまして、今のところいふゆる乱訴的な訴訟は極めて少ないのではないかと、いふふうに考えております。

○魚住裕一郎君 私は、この株主代表訴訟は非常にすぐれた制度であり、先ほど申し上げましたように、これはほとんど活用すべきである、入り口を狭くするべきではないといふふうに考えておりまして、またこれは機会があつたら質問をさせていただきます。

それで、会社の健全な運営のために、もう何回か監査制度、先ほど質問されましたけれども、権限の強化であるとか任期を延ばすとかあるいは増員するとか、いわゆる監査機能の強化を図ってまいりました。しかし、この山一の一の簿外債務とかを見ますと、先ほど機能という言葉がありましたけれども、本場に監査役が機能しているのかないかというふうに思わざるを得ないわけでございまして、現行法上、法務省としてはこの監査制度のどこに問題があるとお考えなのか、お教えいただけますか。

○説明員(吉戒修一君) お答え申し上げます。御指摘のとおり、会社の業務執行の適正を図るという見地からいいますと、監査体制、監視体制の整備は極めて重要な事項であるといふふうに考えております。そのため、委員御指摘のとおり昭和四十九年の商法改正、五十六年の改正、平成五年の改正と、監査制度につきまして数度にわたる

改正をいたしましたところでございます。したがって、法律上の制度といたしましては、現行の監査制度は相当程度に充実した内容になっているといふふうに考えております。

しかしながら、法の実際の運用におきまして、例えば監査役等の人選の問題でありますとか、あるいは経営者側においての監視体制に対する認識といったような経営者の意識の面、そういう面におきまして必ずしも商法改正の意図したような趣旨が生かされていないのではないかと、いふふうに考えております。

したがって、商法の趣旨になつた制度の運用がなされるように、監査役としての適材を得て適正に権限を行使するように制度が運用されることが肝要であると考えておりまして、法務省といたしましては、そういうふうな観点から法の趣旨になつた制度の運用がなされるようにさらに監視体制の厳格な運用の必要性についての周知徹底に努めてまいりたい。それと同時に、今後の業務執行の適正を図る見地から、いろいろな方策が考えられると思ひますけれども、どのような対策が必要であるかにつきましてさらに関心を持って適切に対処してまいりたいといふふうに考えております。

○魚住裕一郎君 確かに、会社の監査をするには会社の経営というが営業の実務に通曉した人がいた方がいゝわけですが、ただ逆に言えばなれ合いみたいな部分もございまして、今おっしゃるとおり人選の問題もあるのかな、また元部下だった人が監査役になつても、企業のトップとしては配下で監査役になつたやうなそういう認識になるのかもしれない。

というところで、今の法務省のお答えは、制度としては全く不備はないよ、運用が問題だよと、こいういふふうに聞いておいていいんでしょうか。

○説明員(吉戒修一君) 一般論として申し上げますと、制度はこれで完全であるといふふうには考えておりません。さらに御指摘の点を踏まえまして、改善すべき点があれば検討したいといふ

ふうに考えております。

○魚住裕一郎君 それから、一連の総会屋の事件、あるいは山一の簿外債務といふようなことがございましてけれども、それぞれについて監査役の法的責任としてはどういふものが考えられているか、お教えいただけますでしょうか。

○説明員(吉戒修一君) お答え申し上げます。一連の事件の内容の詳細につきましては承知しておりませんので、まず一般論として答えさせていただきます。

まず、監査役でございますが、これは御承知のとおり株主総会によって選任される会社の機関でございます。職責上、善管注意義務を負います。したがって、これに基づきまして取締役の職務執行の監査を行うといふものでござい

ます。そこで、会社の方の経営につきましてありますが、商法はその会社の財政状態及び経営成績を明らかにするために、日々の取引を個別的かつ明瞭に会計帳簿に記載することを求めております。また、決算期におきましては、貸借対照表あるいは損益計算書等の計算書類を作成することも求められております。このような計算書類の作成を通じて、会社の財産及び損益の状況を明確にすることを要請したおかげでございます。したがって、会計帳簿の作成あるいは計算書類の作成におきまして不実の点があれば、これは過料をもって制裁されるというふうなことになっております。

そこで、不正な経理を防止いたすためには、会社の会計帳簿あるいは計算書類は監査役の監査の対象になります。監査役は、会計帳簿に記載すべき事項の記載がない、あるいは不実の記載があるとき、また貸借対照表もしくは損益計算書の記載が会計帳簿の記載と合致しない場合、あるいは取締役が不正行為等があつた場合には、その事実を監査報告書に記載しなければならぬといふふうになっております。

そこで、監査役がこのような職責上の義務を尽

くさないで取締役の違法行為を見抜けなかった場合など、その任務を怠りまして会社に対して損害を与えた場合には、これまた会社に対し連帯して損害賠償する責任を負うわけでございます。また、その職務を行うにつきまして悪意または重大な過失があったときには、会社以外の第三者に対しても連帯して損害賠償責任を負うということになっております。

さらに、会社に対する損害賠償責任の追及につきましては、会社がこれを怠っている場合には株主がさらに追及できるといふ代表訴訟の制度もあるところでございます。

○魚住裕一郎君 わかりました。

それで次に、今度は新たに利益供与要求罪というのが新設されるようでございます。要求したらそれですぐ犯罪が成立するということでございますが、冒頭にもお話し申し上げたように、大昔、一株運動といふんでしようか、会社の不正な行為を株主総会でたずねたという運動もありました。非常に市民運動というのか、あるいは住民運動、さらには場合によっては労働運動にも関係してくるんではなからうかというふうに思っております。また、正当な株主権の行使、この境目というのがよくわからない。衆議院でも聞かれています。これはあるかと思えますけれども、この要求罪に該当するの、あるいは正当な権利行使、さらには一株運動等との境目というものはどのように考えておられるのか。警察、法務省にお聞きしたいと思えます。

○政府委員(原田明夫君) お答え申し上げます。

お尋ねの利益供与要求罪は、構成要件として、株主の権利の行使に關しまして会社の計算において財産上の利益を自己または第三者に供与することとを会社の役員員に対して要求するということとを要素といたしております。

そこで、株主の権利の行使に關しという点でございますが、これは株主の権利の行使またはそれを行使しないことに對する対価の趣旨を意味しております。したがって、例えば株主総会で会

社に有利な発言をしたり、不利な発言をしないようにすることの見返りの趣旨で財産上の利益の供与を要求する場合がこれに該当するわけでございます。

これに對しまして、御指摘のようないわゆる市民運動と申しますか、あるいは住民の方々の運動、あるいは一般的な労働運動というような活動につきましては、そのような趣旨のものでないという点において明確に区別することができようと思ひます。そういうわけで、利益供与要求罪においてそのような運動が不当に阻害されるようなおそれはないと考えております。

なお、昭和五十六年の商法改正で新設された利益供与・受供与罪につきましても、「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」等の要件が定められていたことは御承知のとおりでございます。基本的には今回新設されます要求罪とその部分において構成要件を共通にしているものでございます。したがって、従来も正当な市民運動等を抑圧するやうなことなく適切に解釈、適用されて現在に至っているというふうに理解しておりますので、今回の改正によりまして、このような正当な権利行使が抑圧ないし阻害されるやうな懸念はないものと考えております。

○説明員(宮本和夫君) この利益供与要求罪が成立いたしました場合には、総会屋等の会社から不正な利益を得ることを目的とした諸活動に對して大変大きな武器になるものと考へておりました。警察といたしましては、法の趣旨に従ひまして適正な運用に努めてまいりたいと考へております。

○魚住裕一郎君 しっかりとお願いしたいと思ひます。

それで、しっかりとお願いすることなんでございませうけれども、また戻つて株主総会、いろんな形で、刑罰を重くしたりいろいろなことをやってもなかなか根絶というのには難しいんではなからうかな。また、株主であればそういう方であつてもむげに総会に入ること拒むことはできないといふふうに思ふわけであります。

先ほど御紹介した、冒陳でもあつたように、議事の混乱であるとか、そういうことに對して会社は本来きちつと警察なりと連携をとりながら対処していくべきだと思ひますけれども、この株主総会そのものの自体について警察としてどのように取り組んでいかれるか、お教へいただきたいと思ひます。

特に上場企業の場合、会社の総会担当者が談合したやうな形で一斉に六月末に開くわけでありまして、もし警察の方に応援してくれよといふふうには言われても、一斉にやられたらなかなか対処できないと思ふんですが、その辺も含めて、今後の警察の取り組みについてお教へいただけますか。

○説明員(宮本和夫君) 警察におきましては、かねてより株主総会の開催に際しては、企業において議長権限を的確に行使し自主運営を図ることを原則としつゝ、違法行為が発生するおそれがある場合には、不審な入場者のチェックであるとか、テープレコーダーやビデオカメラの設置による事案発生時の証拠保全措置等について企業に指導いたしますとともに、警察官の派遣につきましても、企業からの要請を受けてこれに積極的に対応して、株主総会会場における違法行為の防止等に万全を期しているところであります。

今後とも、総会屋等の動向に強い関心を持つて臨み、株主総会の開催に当たっては、企業との連携を密にしなが、株主総会会場における違法行為の防止と総会屋等の排除の徹底を図つてまいりたいと思ひます。

また、株主総会が集中することに関してでございますけれども、警察といたしましては、特定の日に株主総会が集中するしないにかかわらず、所要の体制を確保して適切に対処してまいり所存であります。

○魚住裕一郎君 株主総会の日というのは、丸の内あるいは大手町を歩くと、特に爆弾事件とかあるとほとんど戒厳令のやうな状態に実なるわけでございます。もう一般市民活動にもちよつと影響があるんではなからうかと私は思つてしまふ

んですが、先ほど法務省あるいは法務大臣の方からお話ございました、充実した、そして活発な株主総会をするには、なるべく一斉にやるんではなくしてばらばらにやつた方が本来の趣旨に合ふんではないかな。逆に警察の方で御指導されているのかなというふうに思つたわけでございませうが、その点、今の御答弁では一斉であるか否にかかわらず万全の体制でやつていくということでございますが、ばらばらにやつた方がもつと万全になるんではないかと思ふんですが、この点いかがでしょうか。

○説明員(宮本和夫君) 株主総会のあるべき姿について警察としては述べる立場にありませんので、集中日のことについてどうすべきかというやうなことを警察として指導したというやうなことはございませぬ。

また、警察官の運用、これまでの実施結果などにかんがみますれば、先ほど申し上げたとおり、集中しようとなつた分散であらうと、それぞれ所要の体制を確保して対応してまいりたい、このやうに考へております。

○魚住裕一郎君 それから、企業と総会屋の絶縁を図るということでございますが、官邸に経済団体の方々を呼ぶ、あるいは官房長官が経済団体に出席して口を酸っぱくして言つても、なかなかいそぐすかといふことにはならないんではなからうかといふふうに思つております。

本気でこの絶縁を図るという場合には、やはり企業のトップであるとかの身辺警護というんでしようか、要するに危ないといふふうには感じないやうにしなさいけないいんではないだろうか。身辺の危険をどのように排除できるかということだと思ひますが、これについて警察の対応はどのようにお考へでしょうか。

○説明員(和田康敬君) 警察におきましては、総会屋、暴力団等との関係遮断を進めております企業に對しまして、これらの役員員の方に不法行為などがなされることを未然に防止するため、まず各警察本部の方にこつこつと保護対象としての保

護対策官というのを指定いたしました、その統括のもとに各警察署に保護責任者を置いて、そういう体制をとっております。

それから具体的には、そういった関係を進めておられます企業、役職員の方を具体的に保護対象者という形で指定をいたしまして、先ほどの保護責任者と緊密な連携をとりまして、一つには、自主的に警戒をしていた方法などについての注意事項、指導事項などをやりますとともに、状況によりまして、緊急監視装置というのがございいますが、そういうものを設置いたしましたり、あるいは身辺警戒とかあるいは自宅などのパトロール、そういったものを強化してあるところでございいます。

○魚住裕一郎君 ちよつと前に話題になりました本で、「金融腐蝕列島」という本でしょうか、ばあつと読んだんですけれども、あれはある銀行だったと思ひますが、MOF担から総会屋担当になると、役職員でなくとも総務の担当者となるとう家族までねられる。家の周りを街宣車がぐるぐる回る。そういう状況がその小説では描かれておりました。その小説では、御両親と一緒に住んでいるという中で、一家がばらばらになるんじゃないかというところで、描かれておりましたけれども、今の警察のお答えは、家族までお願いすれば対処していただけるのかどうか。

○説明員(和田康敬君) 先ほど申し上げましたように、企業の役員を保護対象といたしますけれども、当然その御家族の方につきましても、保護責任者がまず最初はその御自宅に赴いて、家族の方につきましても御指導すべきことを、特に奥様などにお話をしております。もちろんその役員、担当者のお話ならず、家族の方の身辺の安全という観点からの保護対策を講じておるところでございます。

○魚住裕一郎君 また、身辺の危険というか、そういうことで申し上げれば、実際に起こった事件もあるわけですね。阪和銀行の副頭取であるとかあるいは住友銀行の名古屋支店、さらに富士ワイ

ルム、山一の顧客担当者ですか、本場に身震いするような事件でございいますが、こういった事件の捜査は現在どういうふうになっているのでしょうか。

○説明員(宮本和夫君) お尋ねの事件につきましては、監視及びそれぞれの発生県警察におきまして、事件発生即日捜査本部を設置した上で関係府県警察とも連携をとりながら事件解決に向けて全力を挙げて捜査を推進中であります。

阪和銀行副頭取射殺事件につきましては、平成五年八月五日、阪和銀行副頭取が和歌山市内の自宅前路上において出勤のため出迎えの自動車に乗りしようとしたところを胸部等をけん銃で撃たれ殺害された事件でありますけれども、和歌山県警察におきましては、銀行の融資をめぐるトラブルの有無、また被害者個人に絡むトラブルの有無などの捜査を継続中でございます。

また、住友銀行名古屋支店長射殺事件につきましては、平成六年九月十四日、住友銀行名古屋支店長が名古屋市内の自宅マンション通路において頭部をけん銃で撃たれ殺害された事件でありますけれども、愛知県警察においては、平成六年十一月、住友銀行本店に対し融資を強要した男性がけん銃を所持していたことから、同人を銃刀法違反で逮捕し、同けん銃は鑑定の結果、本事件に使用されたけん銃である可能性が極めて高いことが判明するなど、粘り強く事実の解明に努めておりますが、実行犯の特定にはまだ至っておりません。そのため、引き続き同個人及び同人の周辺者に対する捜査、会社及び被害者をめぐるトラブルの有無等の捜査を継続中でございます。

また、山一証券顧客室長刺殺事件についてでございますが、これは平成九年八月十四日、山一証券顧客相談室長が東京都大田区内の路上で胸腹部を刃物で刺され殺害された事件でありますけれども、警察庁内においては、会社関係をめぐるトラブルの有無、被害者個人に絡むトラブルの有無等の捜査を継続中でございます。

○魚住裕一郎君 そろそろ時間が参りましたので

私はこれで終わりにしたいと思ひますけれども、いずれにしても、今大変な経済不況の中、また日本再生をかけてどういふふうになつていくかということが今議論の的になつているところであります。一日も早く明るい企業社会をつくつていきたい、また英知を結集していきたいと思ひますので、よろしく願ひします。

これでお終ひです。

○千葉景子君 きようは、ちよつと午前の委員会では三名の参考人の方から大変興味深い、あるいはまた私たちの審議にもいろいろな参考になる御意見もちょうだいをしたところでございます。

御三名ともこの法改正には賛成であるというお話でございました。しかしながら、この法改正ですべてを解決しようということにはやはりなかなか限界がある。国民全体で総会屋の根絶、あるいはその根底にあるいろいろな他の問題に対処をしていかなければいけないという御意見でもあったかというふうに思ひます。私もこの法律の改正については基本的に賛成でございすけれども、ぜひそういう姿勢で私たちもこれから臨んでいかなければいけないというふうに痛感をしたところでございす。

前回の委員会の質問で総論的な部分も多少お尋ねをさせていただきまして、きようは法の改正内容に即して何点か質問をさせていただきたいというふうに思つております。

そこでまず、今回の改正で、先ほどからもお話が出ておりますけれども、利益供与要求罪と、それから威迫を伴う利益受供与・供与要求罪が新設されたところでございます。これ自体はもともとあることだというふうに思ひますが、

今、魚住委員からも問題提起がございましたが、この要求罪、一面では正当な権利行使、こういうものに支障がないようにしていかなければいけないという問題がございすけれども、他方、なかなか要求というのが具体的に適用しにくいといましようか、そういう面があるのではないかと、ちよつと午前の参考人の御意見でも、例えば会

社に行つて、このところしばらくゴルフはしていないな、こういう発言をして、これが何に当たるかというのがあるんですけども、そういうケースなどもあることもお聞きしたいと思ひました。

そういう意味では、この要求罪というのは構成要件からいっても、新設されたこと自体私も納得をするところでございますけれども、この適用はあるいはこの要件を考えますとなかなか難しいところもあるのかなという感じもいたしますが、これはどのようにこの趣旨といひましようか、それから解釈を考えておられるのでしょうか。

○政府委員(原田明夫君) お答え申し上げます。本改正案の利益供与要求罪における要求の趣旨でございますが、この点につきましては、現在、刑法上いわゆる要求罪というのがあることは委員御存じのとおりでございますが、その要求罪と基本的には同じというふうに解せられると思ひます。

そこで、その要求でございすが、これは具体的に相手方に対してその趣旨を認識し得る状態において財産上の利益の供与を求め意思表示をすることというふうに理解されておられ、その趣旨が客観的に事実上明らかになれば、それが直接的であるか、あるいは間接的であるか、あるいは明示と申しますか、明らかにそのことを言うか、あるいは黙示的に、裏に隠れていいますか、言葉の端々にあらわれておられることを要求するというようなことを問わないということで、この点はいわゆる要求罪等に関しまして累次の判例また学説等である程度確立された概念でございまして、その点では明白に適用できるものというふうに考えております。

○千葉景子君 こういふ新しい類型が新設され、これを受ける側、総会屋の側というのにも変ですけども、いろいろとまたできればただだけの知恵も出てくるのかなという気もいたしまして、これが適切に運用されるように私も望みたいといふふうに思ひます。

それからもう一つ、威迫を伴うものですね。こ

れは威迫というのは私も承知をしているところは脅迫よりは軽いわけですね。相手を不安にさせたたり困惑させたりする、そういうことを通常示すというところになろうかというふうに思います。証人威迫罪などがございますけれども、これも要求と同様ななかなか難しい面もあるかなと。これも多分御説明ではこれまでの解釈、威迫というものものを適用していくことになるのだらうというふうに思うんですが、この間のいろんな議論から考えましてもいろいろなケースがわかってまいりました。

例えば、いろいろな質問状のようなものをどんどん送りつけるというような行動もあったり、それから株を多数の名義人、架空のものもあるかもしれないかもしれませんけれども、株分けて、そして行くぞと言う、そういうようなこともあるやに聞きましたし、あるいは総会屋とかどうかかわりませんけれども、雑誌などでその会社のスキャンダルを暴露するとか、いろんなことがあろうかというふうに思っています。

この威迫も、脅迫まではいかないけれども、さういう困惑させたり不安にさせたりするわけですから、個別にはいろいろなケースがあろうかというふうに思いますが、この点についても先ほどと同様適切に運用できるようにどのように解釈をされるべきなのか、お答えをいただきたいと思います。

○政府委員（原田明夫君） 　お答之申し上げます。

若干、煩雜にわたるかもしれませんが、非常に大切な点でございますし、やはり国会における論議が今後の本法の解釈、運用に大変重要な意味を持つと思いますので、お答えさせていただきたいと思ひます。

この新たに新設することとさせていただく威迫を伴う利益供与要求罪における威迫とは、一般的には、人に不安、困惑の念を抱かせるに足りる行為と解されておりまして、これはまさに委員御指摘のとおり脅迫と比べますと一段低い概念であると解されております。これは刑法百五条の二ある

いは暴力行為等処罰ニ関スル法律等で既に使用されているもので、累次の判例もございます。

そして、一般的に申し上げますと、そのような言動、人に不安、困惑の念を抱かせるに足りる行為の開始が実行の着手になるわけですが、その段階で、相手にその趣旨、言動が伝わった時点で、相手方に現に不安、困惑の念を抱かせたことを實際には必要としない、それが実行の着手でございますが、その段階で威迫行為自体は成立すると。威迫行為の中身を主としてとらえまして、それが相手方に伝わった段階で成立するというふうに考えられるわけでございます。

このあたりにつきましては、先ほど委員御指摘の脅迫罪では、一般には人を畏怖、恐れさせる行為でございますが、恐れさせるに足りる害悪の告知をして相手方がこれを了知しただけで既遂となると解されているのと同様でございます。

○千葉景子君 説明はよくわかりました。これも個々具体的な事例になりますと、なかなか微妙なところ、相手方に到達したときといえども難しいところもあるのかなという感じがいたします。やはりこういう犯罪類型が新設されたということからは、これに適用が必要な事例なりあるいは状況がやはり存在するわけで、だからこれをつくらねばならないと、こういうことであったかと思われますので、ぜひこれがきちとした成果を上げられるように私も見守っていきたいというふうに思っております。

さて次に、今回は懲役と罰金との併科が可能になるわけです。これも一般論でしか確かにわかっていないのですけれども、従来、懲役と罰金が併科できない、選択しかできないの不都合というのがあるので、選択しきで併科ということが今ふたたび提起をされたわけだというふうに思われますので、その点、これまでのできなかったことの不都合と、それからこの併科をされることによってどういう意味合い、今後その効果というものが出てくるのか。その点についてお尋ねしたいと思っております。

○政府委員（原田明夫君） お答へ申し上げます。

一般的に刑事法の分野で罰金を懲役刑と併科する規定は、経済的な利益の取得を主たる目的とする犯罪の類型につきまして、経済的な制裁をあわせて加えることによりまして犯罪行為が経済的に引き合わないものであるということを感銘させる、こうした側面からいけば犯罪を起こそうとする者に反対動機を形成させるということが適當と認められる場合に設けられているのが通例でございます。

昭和五十六年に商法四百九十七条の利益供与・受供与罪が新設された際には、まだそのような反動機を形成するための措置を設けるまでの必要はないものと判断されたものと考えます。しかし、その後、いわゆる総会屋をめぐる利益供与・受供与事犯が依然として後を絶たない。その活動

が我が国經濟の中樞にまで深く浸透している実情にあることにかんがみまして、今回法定刑を大幅に引き上げるとともに、受供与罪、供与を受けか
者等に関する場合には、犯情によつては罰金刑
じやなく懲役刑を科するというふうにした場合も
あわせて罰金を併科することによりまして、これ
は犯罪によつて得た利益をそのままにはしておか
ないという刑罰の基本的な考え方を明らかにさせ
ていただいて、そのような適用の範圍を拡大させ
ていただくというのが趣旨でございます。

○千葉景子君 私も罰金というのは、前回まちよつとお尋ねをしたのですけれども、特に経済犯罪についてどのぐらいが適切なのかというのがよくわからないですね。

今回、確かに従来の例えば供与、受供与ですと相当のアップ率になります。そういう意味ではその効果というのが考えられるのですけれども、その資料をつくっていただいた、調査室の方でしうか、これまでの商法四百九十七条違反の例を見ますと、供与総額などはだんだん大きくなって幾千万というような事例も出てくる。それにかんがみると、確かに三百万あるいは五百万という罰金は高いといえは高いし安いといえは安いという

何か何と何と問答をやっているように、冗贅なんですけれども、そういう意味では併科できることによってそういう利益を得させない、それによって抑止力を出すということはあるかというふうに思うんですけれども、これがどれだけの意味を持つてくるのか、抑止効果があるのか、これからの運用、適用によって見えてくるものだというふうに思います。

これも午前の参考人の御意見でしたけれども、逆に言えば、重い刑罰を受ければ受けるほど勲章にもなってしまうということも指摘をされておりましたので、最初に戻りますけれども、やはりこういう刑罰あるいはこの法律だけですべてが片づくものではないのだろうと、こんなふうに思っているところです。

さて今回はさらに利益供与、受供与の法定刑が大幅に上げられたわけですけれども、昭和五十六年の改正の際には非常にこれは法定刑が低いですね。六月と三十万と、随分何か余り重きを置かれていなかったのかという感じもするわけです。それを今回は一気に引き上げているわけです。ほかの引き上げ方あるいは他の罪との均衡から考へるとなるほどという気もするのですけれども、前が低いから一気にどんと上がつちやつているのか、その辺前回の改正、昭和五十六年から今回の改正に至るまで何か背景の違いとか、そういうところがあるのでしょうか、その辺についてお答えをいただければと思います。

○政府委員（原田明夫君） お答へ申し上げます。

昭和五十六年の商法改正でこの四百九十七条の利益供与・受供与罪が新設されたものでございますが、同じ商法の中で同じくいわゆる總會屋の排除を目的として昭和十三年に設けられた商法四百九十四条の会社荒らし等に関する贈収賄罪の規定がございます。その法定刑は一年以下の懲役または五十万円以下の罰金と。これは罰金刑につきましては五十六年改正で実は五万円から五十万円に引き上げられたものでございますが、そのようにされていたものでございます。

そこで、今回も相当上げられたその基本的な、ではどうしてそのぐらいいのかという点について若干御説明させていただきたいと思うのでございまして、結局その五十六年の改正後も事件は後を絶つていないということで、特に最近の事件では金融機関等の最高幹部までが関与して、いわば金杜ぐるみで、しかもその態様は極めて悪質と申しますか、通常の取引の深部にまで入り込んでいるというような状況から、まことに憂慮すべき事態であるというふうにご考えられてきたというふうに思います。

そこで、現在のいわゆる総会屋活動に対する国民の意識が極めて厳しいことになっていることを考慮いたしても、その関係を逆転させるというところまではいかないのではないかと一うふうに考えられたと思います。一方、発起人、取締役等の汚職の罪につきましては、刑法百九十七条の

そのような状況から、結局棄起人、取締役等の取賄罪及び会社荒らし等に対する贈収賄罪の法定刑を最大限に引き上げるといたしましたが、懲役刑の長期が五年が限度であり、また利益供与・受供与罪の法定刑はこれより若干低いものということを考えますと、三年が限度ではないだろうかというのが一般的な受け取り方であったというふうな承知しております。

これもやはり今御説明をいただいたこととほぼ重なるような意味合いになるのでしょうか。

○政府委員(原田明夫君) 確かに、罰金刑のみ引き上げまして懲役刑のところについてはそのままということになっておりますのは、そのような配慮というものがあろうかと考えます。

きょうは、ちよつと違ふ観点になりますが、この改正がなされても、あるいは他のこういう犯罪に対して適切に対応していく意味でも法務省が頑張っていたかと同時に、やはり裁判所、司法の部分もこれから迅速なあるいは十分な体制を整え

そこで、裁判所にお聞きするんですけれども、どうも裁判所の今体制というのは本当に十分なんだろうかと、そういう気がするわけです。人員の問題なども、またこれ別な機会にお尋ねをしたいと思えますけれども、例えば予算の面などを見て、これだけいろいろ複雑なあるいは重大犯罪がふえている、あるいはこれから規制の緩和などによつて司法というものの機能が大変求められてくるといふところなんです。

それから九七年度の国の歳出が七十七兆余りですけれども、そのうち裁判所というのは三千百七億、三千億ということで〇・四％と非常に少ない、遠慮深いのかもしれませんけれども。昭和三十年に〇・九％ぐらいだったそうで、逆にいえばどんどん割合が低くなっている。ちよつとある意味では時代と逆行している部分があるのかな。それで人件費が今九〇％ぐらい占めておるんではないかというふうに思うんですね。

これ、もし間違ひがあればあれですし、またこの細かい数字は後ほど確認をいただければ結構ですが、やはりこれからこの司法の役割ということを考えて、もっとこの充実方に裁判所も積極的に取り組まれていくべきではないだろうか、こんなふうには思います、いかがでしょうか。その方向性といましようか、ちよつとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○最高裁判所長官(代理者)(浦井紀夫君) 裁判所の事務量を一番はかります物差しといえますか、こ

和とも裁半所の倒としましては、やはりそういう国民の司法に対する期待といえますか要求にきちんとこたえていけるような体制をつくっていく必要があるだろうと思っております。

ただ、私どもの方のこれまでの方針としましては、例えば庁舎、設備の問題にいたしまして、他の国の機関の庁舎、設備と對比いただいてもおわかりいただけますように、決して劣っているわけではございませんし、人件費といえますが、職員の給与水準等の面でも決して他の国の機関の職員に劣るようなことにはなっていないと思います。事件の処理に必要な経費というものも当然この事件増に応じた増額は講じてきているところでございます。

ただ、今後の課題と申しますか、これは確かにますます司法に対する国民の要求なり期待が大きくなってくる、それに応じて事件の負担が大きくなってくるといいますと、やはりそれに応じた体制の整備は必要だろうと思っております。

今後とも裁判所の人的、物的な事件の処理体制を含めました体制整備のために必要な予算の獲得

に十分力を入れていきたい、こういうふうに考えております。

○千葉景子君　そういう面もぜひ充実方、努力をいただきたいというふうに思います。

もう一点、今回の総会屋の問題ばかりではありませんが、ちょっと気になったことがありまして、それは許永中被告が保釈中に消えていなくなっちゃった、こういうことがございます。裁判がある程度長くなる、そして保釈中に、拘束しているわけではありませんが、消えていなくなるとか、あるいは低けりやいというところも言えないですけれども、ああいうことを見ますと、私の思いですけれども、そんな簡単に外国渡航の許可を出していいものかな、そんなことも考えます。

それがひいては裁判の遅延に結びつくわけですし、事案の解明というものをおくらせるといふことにもつながるわけですね。そういうことから考えますと、これは個々の事件というところでお答えいただけないとは思いますが、やはりこういう裁判の円滑な遂行、そういうことも頭に置きながら保釈の問題などにもより適切に対応いただく必要があらうかというふうに思いますが、その点について何かお答えできることがございましたらお願いをして、これを最後の質問にしたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(白木勇君)　お答え申し上げます。

委員つとに御承知のとおり、保釈にはいわゆる権利としての保釈、権利保釈と言われておりますが、それと裁量保釈がございます。

権利保釈に該当いたします場合には、保釈の請求があったときにはこれを許さなければならぬこととされております。権利保釈に該当しない場

合には、裁量保釈の可否というものを検討することになります。裁量による保釈は、保釈を相当とする特段の事情があると認められる場合に許可するものでございまして、この特段の事情の有無につきましても、個々具体的な事件におきまして諸般の事情を総合的に考慮するものとされております。

いずれにいたしましても、被告人の公判廷への出頭を確保する必要性とそれから被告人の人権に対する配慮の双方を考慮すべき重要な問題でございまして、各裁判所では検察官の意見も聞いた上で慎重に検討がなされ決定されているところであると承知をいたしております。

なお、旅行の許可につきましても同様であるというふうに思っております。

以上でございます。

○千葉景子君　終わります。

○照屋寛徳君　きょうは、午前中に三名の参考人から大変貴重な御意見を拝聴いたしました。

特に、元内閣広報官で岡山や静岡の県警本部長をしておられました宮脇参考人の「総会屋」という講演録、これは事前に配付をされましたし、またきょうの参考人としての意見陳述の中でも明らかにしたことでございしますが、我が国で総会屋が登場したのが一九〇二年だということを知らずして、改めて総会屋が日本の企業風土に深く根差して、そればかりが社会構造そのものに深く深く根差したやみの存在だということがよくわかりました。

しかも、宮脇参考人からは、総会屋問題の主たる原因は大蔵省の銀行行政、証券行政の不正の監視であるというところ、あるいは行政の不正の放置が組織犯罪問題の主要な根源であるという指摘もあつたのであります。

ところで、去る十一月二十五日に野村証券の利益供与事件の第一回公判が開かれました。冒頭陳述の要旨がマスコミで報道されました。私も読ませていただいたのでありますが、きょうは最初に、野村証券関係者らによる総会屋小池への利益

供与事件で提訴をされた株主代表訴訟の件数と内容について、まず伺いたいと思っております。

○最高裁判所長官代理人(石垣雄雄君)　御質問の小池氏関連の事件でございしますが、今、委員から御指摘ありましたように、一昨日新たに新聞報道もされました大変御関心も強いように見受けま

すので、事務処理に差し支えない範囲で事実確認をさせていただいたところでございまして、そういった限定つきでございすけれども、野村証券の関係ではこれまで東京地裁に六件の訴えが提起されておりました、そのうち現在四件が係属を

しているという状況のようでございす。

これらの訴えは、小池氏の実弟が経営する企業の名義での取引で生じた損失を補てんするため、野村証券が自己勘定取引で得た利益のつけかえにより利益供与をし、また現金三億二千万円を供与するなどしたという事件に関連するものであるというふうな主張になっております。

係属中の一件は、取締役らを被告として、利益のつけかえによる七千万円の損害賠償を求めるものでございまして、もう一件は、取締役らを被告として、現金の供与等について合計三億六千九百七十三万円の損害賠償を求めるものであるということのようでございす。さらに、同様の事件が二件係属をしていると、こういう状況でございす。

○照屋寛徳君　六件提起をされて四件係属中というところでございしましたが、二件は取り下げなんでしょうか、それとも既済事件になったんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(石垣雄雄君)　二件は、委員御指摘のとおり取り下げで終わっているというところのようでございす。

○照屋寛徳君　野村証券と並んで大変大きな社会問題になりました、第一勧銀関係者らによる同じく総会屋小池への利益供与事件で提訴された株主代表訴訟の件数と内容についてもお教えをいただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(石垣雄雄君)　第一勧銀

関係でも先ほどのような趣旨で調査をさせていただきまして、東京地裁に二件の訴えが提起されておりました、現在も係属をしているようでございます。

うち一件は、取締役らを被告として、第一勧銀が小池氏側に担保割れの融資をしたことから発生した損害の一部である十二億円を請求するというものでございす。そしてもう一件は、取締役らを被告として、第一勧銀がノンバンクを通じて小池氏側に迂回融資をしたことから発生した損害の一部であります十億円を請求するというものでございす。

○照屋寛徳君　株主代表訴訟についてはさまざまな議論があるというところは私も承知をいたしておりますし、先日の当委員会でも多くの委員からも質問があつたとおりでございす。

私は、乱訴に及んでいるんじゃないか、あるいは乱訴の傾向があるのではないかと、こういうことでにわかに株主代表訴訟の原告適格を制限すべきでないという考えであります。けさも当委員会と弁護士であられる渡邊参考人から、株主代表訴訟こそが最大にして唯一のコアポレイトガバナンスであると、こういう意見陳述もあつたわけでありす。その点、大いに参考になりました。

ところで、これら株主代表訴訟に対する企業側の自衛策というんでしょうか対抗策というんでしょうか、それとして会社役員賠償責任保険、こういうのがあつたというところがあるんじゃないか、文獻に載っているわけでありす。この会社役員賠償責任保険の仕組みというのは一体どうなっているのか、どのような場合にこの保険が効力を発するの、その点をお教えをいただきたいと思ひます。

○説明員(吉戒修一君)　お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、平成五年の商法改正によりまして手数料が一律低減化されたということから株主代表訴訟が提訴しやすくなったということから、これに伴いまして被告となる会社役員が敗訴

この保険は、沿革的にはアメリカで最初に商品として開発されて発展してきたものでございまして、アメリカでは広く利用されているというふうな聞いております。我が国では、平成五年にこの保険の和文約款が大蔵省によって認可されております。

この保険の内容でございませうけれども、保険契約者である会社とそれから保険会社との間の保険契約によつて決まってくるというものでございませうけれども、一般的にその内容を申し上げますと、役員、これは取締役と監査役を含みますが、役員がその職務の遂行に際しまして会社または第三者に違法行為により損害を与えた場合に、当該役員が負う損害賠償債務等、これには損害賠償金とそれから争訟費用が入ります、これをてん補するために、会社が役員を被保険者として保険会社との間で締結する保険契約であるというふう聞いております。

この保険のさらに具体的な内容でございませうけれども、代表訴訟に即して申し上げますと、代表訴訟を提起された役員が勝訴いたしました場合には、訴訟の遂行に応じた弁護士費用、その他の争訟費用をてん補することを内容とする基本契約、これは基本契約と申します、それから反対に、役員が敗訴した場合のさらに損害賠償金までもてん補することを内容とする特約条項、この二つから成っております。

会社が保険契約者といたしまして契約をし、さらに手数料を支払う、保険料を支払うということが出来ますのは基本契約、役員が敗訴した場合の損害賠償金をてん補する特約条項につきましては別途役員個人が保険料を支払うというような仕組みになっておると聞いております。

ただ、いずれにいたしましても、被保険者である役員が悪意または重過失によりまして損害を生

もちろん大小を問わず、企業でありますから総

務部という部署というのは必要だろうし、設けられてゐるんでしようけれども、どうも総会屋と今騒がれております四大証券を含む大企業の利益供与・受供与罪の実態を見てみますと、総務部を中心に総会屋とかかわつておつたんじゃないか、こういうふうに思われるわけですが、警察庁、総務部を中心にかかわつた総会屋との関係、あるいはまた総会屋対策の実態等でも結構でございいますから、説明をいただければありがたいなと思ひます。

○説明員(宮本和夫君) 過去数年における利益供与事件の検査事例などから見ました総会屋、そこからうかがわれるところの総会屋対策ということでお答えをさせていただきますけれども、一般に、名称はいろいろでございまずけれども、総務部門と言われる部署、これが総会屋等に係ります対応をしているのが一般的であるようにございまず。

そのような総務部門の担当者が総会屋に対して、みずから株主総会において攻撃的な発言をすることを控えてもらうことであるとか、株主総会の陰の進行役となつて他の総会屋に株づけをさせず、要するに出席に必要な株の取得をさせず、または取得している場合にはその総会屋に対して出席や発言を差し控えるといったことを持ちかけたが、また総会屋の側からなされたそうした旨の申し出に対して積極的に応じるなどによつて、株主総会の議事が平穩かつ円滑に進行するよう協力を求めている事例、こういったものがこれまでの検

また、あわせまして、総務部門の担当者が異動などをする際において、後任の担当者に対し株主総会の議事進行に協力している総会屋を紹介するなど、いわば引き継ぎを行っていた事例などについても相当数把握をいたしているところでございます。

○照屋寛徳君　よくわかりました。

また一方で、警察からの企業に対する総会屋と縁を切れ、関係を断ち切れと、こういう指導に対して、総務部あるいは総会屋を担当する職員あたりから、やっぱり生命、身体の安全に対する危害が加えられるのではないかと、こういう不安も訴えられておるようですが、その点についても警察の方でしかるべき万全の体制をとっていただきたいと思ひます。

さきの当委員会では、私は総会屋の口口みたいなものについていろいろ警察庁からお教えをいただきました。さようも、宮脇参考人から、新聞ゴロあるいは企業ゴロあるいはかぎ括弧右翼などを含めて具体的な口口をお教えいただいたところであります。総会屋による多数の架空名義での株づけ、それから質問状の送付、これも恐らく口口の一つなんだろうな、こういうふうに思うわけですが、それらの行為の態様を含めて、検挙事

例の中から警察庁の方で認知をした範囲で結構でございしますが、御答弁いただけたらありがたいなと思います。

○説明員（宮本和夫君） 御指摘のような手法、手段は、一般的に企業を威圧するためのものと見られるところでありまして、総会屋が企業から不正に利益を得るために仮名であるとか、異名であるとか、多数のグループ総会屋構成員の名義を使用して、多数の名義で株主総会の出席に必要ないわゆる単位株株式を取得して、株主総会には総会屋が集団で出席する、そういった状況をつくり出す

最近の検挙事例におきましても、グループ総会

屋の幹部が自分の土地、建物に対するノンバンクによる競売申し立ての取り下げを企てて、そのノンバンクと業務提携を結ぶ企業に対し、仮名で四十名を含む四十五名の名義で株主総会の出席に必要な株式を取得した上で、株主総会に乗り込むなどと申し向けた事例でございますとか、またグループ総会屋の代表らが訪問した企業の総務担当者に対して六十二項目にわたる質問状をちらつかせながら、こういった内容を株主総会で質問するのは格好悪いではないかなどと申し向けた上で下請参入を要求したような事例、こういったような事例を把握いたしておるところでございます。

○照屋寛徳君　総会屋小池をめぐる利益供与事件以外に、海の家を舞台にした総会屋の利益供与事件の摘発がございました。

その事件で、総務部の幹部が逮捕された三菱地所とか日立製作所、これらの企業のトップ責任が見えてこないという批判がマスコミ等でも出ております。私も同感でございますが、総会屋を根絶する対策の一つとして、これらの企業のトップの責任を問う一つの方法として、総務部長とかあるいは総務部の総会担当者などが利益供与事件を起こした場合に、即社長にも責任が及ぶような社長連座制を法制化することについて、どのような方法があるのか、お教えいただけたらなと思います。

参考人にも聞きましたけれども、なかなかうまく方法がないという答弁でございましたが、今申

し上げました三菱地所とか日立製作所にしても、逮捕者を出した企業のトップが、一方で、経団連ですか、その役員などにもついておるといふことで、社長連座制といふことで役員としての地位を失わしめる。あるいは民事上の連帯責任が追及できるようにする法制化だとか、刑事上の責任といふのは難しいのかもしれませんが、そこら辺の法制化の見通しみたいなものがあればお教えいただきたいなと思います。

○政府委員(森脇勝君) お答えになるかどうかわかりませんが、大変難しい課題だといふことを感じております。

ただ、大部分は現在の法制でも解決されているという部分もございます。

例えば、代表者なり代表取締役なりが利益供与金の供与に直接加わっていないといふ場合でも、共謀共同正犯という形で処罰の対象になるという場合がございいます。そういった場合でございいますと、当該代表取締役等が利益供与罪その他の商法の罪で刑に処せられた場合といふことになり、その執行を終った日または刑の執行を受けることがなくなった日から二年間経過するまでは取締役の欠格事由に当たる、この間は取締役になれない、こういう形に現行法でなっておりますのでございいます。

それから、全く代表者が関与していない、その場合に地位を失わせるということについてでございますが、この場合には、当該代表取締役は法的な責任を負うところがないといふことになりまして、法律上、当然その地位を失うという重大な不利益を課すといふことは、これを法律によって行うといふことはかなり困難なのではないかといふふうに考えております。

ただ、翻って考えてみますと、株主総会はいつでも取締役を解任する決議ができるわけでございいます。したがって、御指摘のような場合に、つまり総務部の職員が利益供与をやったというような場合に、社長の責任を問うて株主総会で代表取締役たる者を取締役に再任しないというよう

形を行うことは可能であるわけでございまして、どちらかといふとこれは法制で決めるよりも会社自治の形でそういう方向の判断がなされるということの方が好ましいのではないかと感じがいましております。

次に、損害賠償責任を負わせることはできないかといふことでございまして、これにつきましても、当該代表者が利益供与に何らかの形で加わっておるといふ場合には、これは当該行為者とともに連帯して賠償する責任を負う。これは現行法も当然でございいます。それから、会社の社長等が具体的な指揮命令をしたわけではないといふ場合であつても、当該行為者についての行為者に対する監督を怠つたといつたような会社に対する忠実義務あるいは善管注意義務違反に当たるという場合には、その過失責任に基づいて損害賠償責任が生じ、行為者とともに連帯して賠償責任を負うといふことになるかと思われま

最後に問題になりますのが、当該社長等がこのような過失も認められないといふ場合に損害賠償責任を負わせることはどうかといふことでございまして、これは無過失責任を負わせることになり、現在の法体系上の過失責任の原則から見ていかなるものだろうかといふふうに考えるところでござい

○照屋寛徳君 大蔵省おいでの方でございいますので、山一証券に見られるように、とてもない簿外債務の存在等をめぐって、検査のあり方、報告のあり方が今厳しく問われているだろうと思ひます。検査回避あるいは虚偽報告等に関する罰則強化を内容とする銀行法等の改正の必要性、これは具体的には大蔵委員会などに係属しておりますのでござい

○説明員(内藤純一君) お答えいたします。

現在、国会におきまして御審議いただいておりますが、銀行法等の罰則の強化についてでございます。最近の総会屋絡みの金融不祥事を踏まえまして、その再発防止を図るとともに、今後の金融

システム改革に向けて、金融システムの健全性を確保し、公正かつ透明な金融証券市場の構築を図るといふ観点から、銀行、証券会社等を対象にいたしまして検査回避、虚偽報告等に対する罰則並びに証券市場等におきます不正取引、ディスクロージャー違反等に係る罰則を強化するというものが今回の法改正の内容でござい

○尋ねの検査回避、虚偽報告といったものについて具体的に申し上げますと、銀行の検査回避、虚偽報告等に対する罰則でござい

また、ただいま御審議いただいております商法の改正でござい

○照屋寛徳君 証券取引等監視委員会にも質問を通告をしております。それは、けさの東京新聞のトップで、山一証券の前会長、元会長がそれぞ

○照屋寛徳君 証券取引等監視委員会にも質問を通告をしております。それは、けさの東京新聞のトップで、山一証券の前会長、元会長がそれぞ

いうことが報道されておりましたので、その事実関係を確かめようと思つて通告をいたしました。ところが、前会長が、午前中の予算委員会ですういふ事実はないんだというお話であつたよう

○橋本敦君 まず、法律案の構成要件についてでありますけれども、同僚委員からいろいろ指摘が

○政府委員(原田明夫君) そのように把握いたしております。

○橋本敦君 数々の総会屋の違法と見られる行為が社会的には存在する中でわずかこれだけの事件しか立件できなかった、そのことについてはどこに原因があつたといふように今考えていらつしや

○政府委員(原田明夫君) 具体的な事件で立件できなかつたものについての問題点といふことで大変難しい点でござい

○橋本敦君 私、御指摘の状況だといふように理解しております。したがって、次の改正で四百九

十七条が設けられたということは、これはやっぱり社会的ニーズにこたえて総会屋の暗躍を取り締まってくという上で必要があったと思うんです。

そこで、同僚委員からも指摘されましたが、これに關して要求罪及び威迫に伴う要求罪が新設されたというのも今日の社会状況から見ればそれなりに理由があると思いますが、問題は、これの乱用をしてはならないという一面の要素も皆さんがおっしゃったとおりあるわけですね。

そこで一点伺いたいんですが、この四百九十七条との関係、要求罪、威迫を伴う要求罪を見ますと、刑事局長何度もおっしゃるよう、「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」という文言の一定の枠がございいますね。ところが、四百九十四条の方ではその点についてはもっと具体的に、株主總會等における発言または議決権の行使、株主總會の方ではその確認の訴えの提起、株主提案権の行使等のこうした列挙事項に關して不正の請託があればということ、いわば株主権の行使の内容を特定しているわけですね。ところが、四百九十七条ではそういう特定の制限事項がなくなつて広く株主権の行使に關して、こうなつてきている。だからそういう意味では適用範囲が広まつてくるという状況があるわけですね。

だから、この株主権の行使に關してということ自体を的確に構成要件として限定的にあるいは正確に解釈するとすればどういうことになるのかということ、特に考えがあれば教えていただきたい。

○政府委員(原田明夫君) この点は、結局四百九十四条の場合、贈賄罪ということとございいますし、不正の請託という点がございいますから、かなり限定的に列挙的に規定がなされているものと存じます。それとの対比でまさに委員御指摘のとおり株主権の行使ということになりますと、いわゆる総会屋等ございいますけれども、いわばそういうことを背景にしてあらゆるといいますか、かなり広範な形態で物事をとらえようという観点から会

社側にさまざまな要求がなされるということが恐らくあるんだろうと思うわけですね。

そういう中で、やはり法といたしましては、法の規定、その立て方と申しますか、構成要件としてはそういう実態に合せてできるだけそれに迫りたいということが背景にあるんじゃないでしょうか。しかし、あくまでもそれは株主権の行使あるいはその不行使に關してのものだということに限定づけていくということ、いわばそれとは離れて一般的に会社側に何らかの要求をするというのではないというふうに考えられるわけとございいます。

○橋本敦君 わかりました。広がつてはいるけれども、株主権の行使に關してということと厳格に解するよと、こういうことですね。

ところが、環境運動などの市民運動をやります場合に、株主権を行使できる単位株を持つている人がその環境運動で運動をなさつて例だつてないわけじゃないんです。だから、總會の場合に環境問題で会社の姿勢を問いたしたいというようなことがある。これは当たり前のことですが、そういう問題で会社といふいろいろ交渉する、そして環境被害を受けた場合の会社の責任と損害賠償を要求するといったことが市民運動としてもあり得るわけですね。そういう場合にこの規定がもろに適用されたら、これは問題にならない。これは非常に市民運動に対する抑圧になります。そういう場合はならないということはどういう点からかきちつとおっしゃつていただけますか。

○政府委員(原田明夫君) この点は大変微妙な点でございいます。

○橋本敦君 微妙じゃ困るんだよ。

○政府委員(原田明夫君) そこで、まさに委員の御懸念の点から申し上げますと、あくまでも株主権の行使に關しまして、その行使不行使に關してその見返りとしていいますか、つまり株主権の行使のその対価としての財産上の利益を会社の計算上得るといふことが構成要件でございまして、正常なと申しますか、ちよつと言葉があれでござい

ますが、いわゆる正当な市民運動と申しますか、会社に対してそれぞれの利害を持つ運動の中で会社と交渉してある一定の措置を要求するということとはおのずから違つてくるのではないだろうかと思ひます。その点が従来も恐らく実務上も厳格に明確に区別されて私は適用されてきたものと思ひます。

五十六年にこの法律ができて以来そういう点で御懸念があつたような事案は恐らく私はなかつたろうと考へております。なおかつ、今回そのようなことで新たに厳格にこの法律の法定刑が定められるということに關しましてこの御論議が行われるということは、まさにその内容自体提案者としてそのように理解しているということとを申し上げるわけとございいますので、その点は今後法執行に当たりまして十分尊重されてまいらうと考へます。

○橋本敦君 わかりました。その問題はそういう御答弁をいただきましたので、そういう運用を期待して、次に進みたいと思ひます。

今回の總會屋に關する事件につきましては、野村から始まりましたが、山一、日興、大和と、こつまいりまして、大和証券の前社長の十亀博光氏など三人が起訴されたことによつて一応四大証券事件の捜査及び起訴自体は終わったということとすか。

○政府委員(原田明夫君) 御指摘の四大証券と申しますか四つの証券会社、それからそれに先立ちました銀行に關する總會屋をめぐる事犯につきましては、一応の捜査処理を終えたというふうに理解しております。

○橋本敦君 この規模というのとは重大な問題でありまして、大体この事件での逮捕者は、他の顧客への損失補てんなどとあわせて企業側がトップ経営者三人を含んで何と三十六名逮捕された、そして總會屋側は三人の計三十九人、うち十三人が起訴されるという空前の大型事件になつたわけでありまして。しかも、五社から小池被告人が得た資金、利益は立件された分だけで百二十四

億円に上る、こういう重大な事件ですね。

大体起訴された事件はそういう概要であることは間違ひありません。

○政府委員(原田明夫君) そのように承知しております。

○橋本敦君 これはさきのいわゆる証券スキヤンダル事件どころか、今日、日本の経済界を揺るがす、世界からの信用をなくす大変な事案になつたわけでありまして。

そこで、こういうような重大な事件になつたというそのことについて法務大臣はどういう御所見を今お持ちなのか。私は、こういった事件は本當にこれは日本の今日の政治の中で、あるいは法秩序維持という重要な観点の中で許してはならぬ重大な事件だということを考へておりますが、法務大臣の御認識はいかがでしようか。

○國務大臣(下福耕吉君) お話しのよう、いわゆる總會屋をめぐる事犯が今日こまで参つていられるわけとございまして、極めて憂慮すべき事態であると深く認識いたしております。

そこで、今まで根絶できなかったことについてどうかというふうな点でございまして、我が国の経営者は会社の体面を保つためにいわゆる總會屋に安易に妥協している、そして株主總會だけ何とか短時間で済ませればいんだと、平穩に終わらせればいんだというふうな考へ方で、先ほど来お話ししておりますが、このような議論を避けようとする企業風土が總會屋を生む現象になつたんじゃないだろうかというふうに深く思ひます。

ところが、従来はどちらかというと総務部の段階でとまつていたわけとございまして。トカゲのしっぽ切りみたいな感じが否めなかつたと言われとも仕方がないんじゃないかと思ひますが、今回はトカゲそのものの本体にまで今御指摘のように入つていられるわけとございまして、企業が全体として深い認識を持つようになつたということも私は事実だろつと思ひますのでございいます。

したがいまして、そういうふうな認識をもとにして總會屋根絶のために一層努力しなければなら

ないと思いますし、片や私どもは現在の商法の罰則規定が必ずしも十分でなかった側面もあるんじゃないかというふうにも思いますし、そういうようなことも含めて今回の改正をお願いしているというふうな段階でございいます。

○橋本教君 国会に証人あるいは参考人であつた企業のトップが、なぜこういうことになったかという点について、いわゆる総会屋の呪縛が解けなかったという点を言ったこともありました。これは会社ぐるみじゃないかと追及されると、いや、そうじゃなくて個人ぐるみだと平気でこういうことを言っていました。私はこうした企業トップの責任というのは本当に極めて重いと思うんですね。

調査室の資料でも、参考人のときに私も指摘したんですけれども、これは共同通信社で実施された主要企業五十社対象の調査ですが、総会屋への利益供与問題を起こさないために重要なことは何かといいますと、法規制の強化は四番目に出てきて、トップの決断が大事だというのが四十二社で最高ですね。それから担当者の意識、これがしっかりしなきゃならぬ、これが二十二社で二位ですね。私は今回の法改正はもう満足でいいけれども、企業トップの社会的責任というのは極めて重たいと思うんですね。その点、大臣はそういう御認識でしょうか。

○国務大臣(下村兼吉君) 全く同感でございまして、時々まだそういうふうな私どもの認識と違ふ企業の幹部もおられるようでございまして、その辺につきましては私もやはり厳重に対処しなければならぬ、こういうふうに思います。○橋本教君 それで、私はこの問題について、従来から我が国の大蔵行政が護送船団方式などと言われてきたということは言うまでもないことなんです、こういう巨大なスキヤンダル事件に至るまでに大蔵省の検査あるいは証券監視委員会は責任がないと言えるだろうか。これだけの事件が今一応起訴されたという状況の中で、振り返ってみずからの責任をどうお感じになつていらっしゃる

か、その点をまず私は大蔵省あるいは証券監視委員会のきょうお越しの方に伺いたいと思います。いかがですか。

○説明員(小手川大助君) 今、先生の方から御指摘のございました四つの事件のうちで、野村については行政処分が既に終了してございまして、あと三社につきましては、これから監視委員会の方でいろいろと御審議をいただきまして行政処分が必要であるという認識に達した場合には、私どもの方に対して行政処分の勧告というものがそこに出てまいります。その段階で私どもとしては厳正なる処断をいたしたいと思っております。

今後の方向といたしまして、やはり基本的におっしゃるような護送船団というふうな話ではなくて、やはり今後は事後監視的な行政ということとで、前もって行政がいろいろ申し上げるということではなくて、一つのルールについてしっかりしたわかりやすいルールでお示しをし、それを会社の方でリーガルリスクをとっていただいて、それで事後的にしっかりそれを見るところという体制をつくること、それが大事だと思っております。

○橋本教君 証券監視委員会はいかがでしょうか。○説明員(大前茂君) 証券取引等監視委員会は、証券会社等に対する検査あるいは日常的な市場監視及び取引の公正性を害する犯罪事件等の活動を通じて、市場の公正性、透明性を確保することがその責務でございまして、検査及び調査の結果、重大な法令違反等が発見された場合には大蔵大臣に対して行政処分等を求める勧告を行うほか、犯罪事件の端緒が発見された場合には告発を目的として調査を行つてきているところもございまして、委員会は、こうした活動を通じて市場の公正性、透明性を確保するという責務を果たしてきていて、認識しております。今後とも市場監視機能を有効に発揮し、与えられた責務を適切に果たしてまいりたいと思っております。

○橋本教君 私はそういう抽象的、形式的な答弁を聞くとは思つていなかったんですよ。これだけの巨大なスキヤンダル事件になったことについて、大蔵省、証券取引等監視委員会はこれまでどの検査あるいは指導の体制にみずから反省して欠陥があったという点の認識はないのかと、こう聞いているんですよ。まるでないんですね。ないならいいんですけど、言つてもいいじゃない。大蔵省と証券監視委員会、もう一遍答えてください。どう考えているかということですよ。何の反省もないんですか、冗談じゃないよ。

○説明員(小手川大助君) 先般の答弁で申し上げましたとおり、これは先ほどの答弁の中にもございましたけれども、一つはやはり会社のトップの認識といたつたのが非常に大きかったです。その点について、私どもはそれのようない会社、先般の野村証券事件のときに十分にその点を勘案いたしまして、いろいろな内部管理体制の整備等についても当方の方から申し上げ、会社の方からそれに対する報告を求めたところでございまして、基本的な今後の方向といたしましては、いわゆる行政がいろいろと突っ込んでいくということではなくて、やはり業界の方において自主的な規制をつくることもルールを明確にした上で事後監視的な行政に移っていくことで、まさに今般そのような点も踏まえてビッグバンに向けて準備を進めているところでございまして、

○橋本教君 反省はないのか、反省点はないという点か。○説明員(大前茂君) 今般の大手証券会社による一連の証券取引法違反事件につきましては、証券市場においていまだ法令遵守意識が徹底されていない証左であると考えておりまして、今後とも厳正な市場監視活動を行うことにより市場の公正性、透明性を確保するという責務を適切に果たしてまいりたいと考えております。

そのために、私ども体制を充実することも重要であると考へておりまして、必要な人員の確保を含む体制整備に取り組みますとともに、事務の効率化を図るためのシステムの拡充でありますとか、さらに市場監視手法の開発、向上等に努めてまいりたいというふうな考えでおります。

○橋本教君 まるで話にならぬ。もう一遍聞きま

すよ。大蔵省、いいですか、証券監視委員会。これまで、これだけの大事件になるまで検査も指導もいろいろやつてきたんでしょ。みずからの検査あるいは指導に不備があったか。みずから反省するところはあるのか。ないのか。はっきり言つてください。もう一度。何も反省しないのか。簡単でいいよ。

○説明員(小手川大助君) まさに私が先ほど申し上げましたビッグバンとの関係でございまして、これは従来の金融行政について根本的な見直しをした上で、いわゆるフェア、フリー、グローバルという観点から、新しい方向に向けて一歩を踏み出したものであるというふうに考えております。

○説明員(大前茂君) 今般の大手証券会社による一連の証券取引法違反事件につきまして、私ども、その端緒をつかんだ後、全力投球をして鋭意調査を行つてまいりました。その結果が先ほど御説明のあったようなことに結びついたんだろうと思ひます。

ただ、私どもの調査体制そのものが万全であつたかと言われますと、そこには恐らく個別にこれから検討していかなければならない点が多くあるだろうと思ひます。その一つ、一つの重要な要素といたしまして、今後のこういった事犯に對しましてさらに万全を期するために体制を充実することが必要であるということで、先ほど御答弁申し上げた次第でございまして、

○橋本教君 反省なくして新しい方針も体制も出てきませんよ。恐るべきことだね。今度のこの事件が国際的にどれだけ批判されているかということも考へても、あるいは国民の中で金融秩序に対する信用をどれだけ落としたかということも考へても、大蔵省、証券取引等監視委員会の責任とい

うのは、これまで何をやってきたかということ、国民は不信感を持っているんですよ。これはもう大蔵大臣が総理に聞かなくちゃ答えが出ないかもしれないけれども、本当にもっとまじめに反省すべきだよ。

そして、これに関連してきょうも魚住委員や、あるいは先ほども話があったけれども、山一証券の元会長、御存じのとおりですけれども、この元会長の植谷さんあるいは前会長の行平さん、何と持ち株を六十万株ほどどんどん売ったというんです。これはまさにあの山一証券が社会的批判を受けて、御存じでしょうが、株価がどんどん落ちて五十八円まで行ったんですよ。そういう状況を内部情報として当然知り得る立場にあつて、そして株を売り抜けたとするならば、これはもう言うまでもなくインサイダー取引ということに該当する。

証券取引等監視委員会に聞かなくても、未公開の会社の重要な事実を役員が知って、それに応じて株の処分をすれば、当然それは証券取引法の百六十六条に違反するインサイダー取引になることは明らかだね。どうですか、法律の問題として。

○説明員(大前茂君) 役員等会社関係者等が重要な事実の公表を前に当該事実を知りながら自社株を売買した場合はインサイダー取引の違反になることとなります。御指摘のとおりでございます。

○委員長(風間和君) 質問時間を超えています。

○橋本敦君(それじゃ、もう最後で終わります)が、この問題について証券取引委員会、大蔵省は今特別監査に入っている最中だが、この指摘された重要な問題についても念頭に置いてしっかり調査をやるということ約束してもらいたい、こういうことについての違法行為は検察庁としても重要な事実としてこれからさらに必要があれば捜査を遂げてもらいたいということで、それぞれ答弁をいただいて、委員長、終わります。

○説明員(大前茂君) 御指摘のような報道がなされていることは私も承知しております。現時点において本件に係る事実関係は確認できておりま

せんけれども、行平前会長につきましては、今日の国会において本人から持ち株の売却はしていないとの発言があつたということも承知しております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、役員等会社関係者等が重要な事実の公表前に当該事実を知りながら自社株を売却した場合にインサイダー取引に違反することとなりますので、委員会としましては、仮に取引の公正を害するよう証券取引法違反があつた場合には厳正に対処していく所存でございます。

○政府委員(原田明夫君) 一般論ということで恐縮でございますが、検察は刑事事件として取り上げるべきものがございますれば証拠に基づきまして厳正に対処するものと思ひます。

○橋本敦君(委員長、時間が過ぎて済みませんでした。終わります)

○委員長(風間和君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(風間和君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

大森礼子君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。大森礼子君。

○大森礼子君(私は、ただいま可決されました商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平成会、民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

商法及び株式会社法の監査等に関する商法

の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 いわゆる総会屋の存在が、我が国の株主総会運営の在り方にも由来し、その根絶には企業経営者の意識改革が不可欠であることにかんがみ、総会の適正な運営と、監査及び検査体制の充実を図るための法的、行政的措置の整備に努めること。

二 いわゆる総会屋の不法な行為を排除するため、企業経営者等に対する警護に配慮するとともに、いわゆる総会屋あるいは暴力団による脅迫、殺傷等については、取締りを徹底し、事件の早期解決に努めること。

三 新設される利益供与要求罪の運用に当たっては、正当な株主権の行使や市民活動、労働・住民運動を不当に阻害しないようにすること。

四 企業経営の健全化を図り、内部チェック機能を充実させるため、業務及び会計に関する情報の開示が十分行われるよう指導に努めること。

五 経済事犯における公訴時効及び罰金刑の在り方について、個別の罪質を加味した措置の可能性を含め検討すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(風間和君) ただいま大森君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(風間和君) 全会一致と認めます。よつて、大森君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、下稲葉法務大臣から発

言を求められておりますので、この際、これを許します。下稲葉法務大臣。
○国務大臣(下稲葉耕吉君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(風間和君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(風間和君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

平成九年十二月十一日印刷

平成九年十二月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局